

令和6年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（10月15日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	7
諸報告	7
一般質問	8
管理者提出議案の上程及び説明	30
議案第6号の説明、質疑、討論、採決	31
議案第7号の質疑、討論、採決	40
議案第8号の説明、採決	46
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議会運営委員長の報告	53
発言の取消し	53
議会行政視察研修の実施について	66
閉会中の継続審査の件	67
管理者挨拶	68
閉 会	68

埼玉中部環境保全組合告示第2号

令和6年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年10月8日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和6年10月15日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第6号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）
- 2) 議案第7号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について
- 3) 議案第8号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	小 泉 晋 史	議 員	2 番	芝 寄 和 好	議 員
3 番	川 崎 葉 子	議 員	5 番	竹 田 悦 子	議 員
6 番	金 子 雄 一	議 員	7 番	桜 井 卓	議 員
8 番	保 角 美 代	議 員	9 番	岡 村 有 正	議 員
1 0 番	湯 沢 美 恵	議 員	1 1 番	秋 山 真 美	議 員
1 2 番	尾 崎 豊	議 員	1 3 番	宮 崎 雄 一	議 員
1 4 番	杉 田 し の ぶ	議 員			

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和6年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和6年10月15日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第7号の質疑、討論、採決
- 第10 議案第8号の説明、採決
- 第11 請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 第12 議会行政視察研修の実施について
- 第13 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	小泉晋史	議員	2番	芝寄和好	議員
3番	川崎葉子	議員	5番	竹田悦子	議員
6番	金子雄一	議員	7番	桜井卓	議員
8番	保角美代	議員	9番	岡村有正	議員
10番	湯沢美恵	議員	11番	秋山真美	議員
12番	尾崎豊	議員	13番	宮崎雄一	議員
14番	杉田しのぶ	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	宮崎善雄	君
副管理者	並木正年	君
副管理者	三宮幸雄	君
代表監査委員	田中光一	君
会計管理者	嶋崎堅良	君
事務局局長 兼施設課長	藤倉聡	君
総務課長 兼総務課係長	大澤修一	君
建設推進課長	宮澤祐紀	君

○職務のため出席した事務局職員

書記	青木伸祥
----	------

◎開会の宣告

(午前 9時07分)

- 金子雄一議長 ただいまから令和6年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。
- なお、宮崎雄一議員から、所用のため本日の会議は早退する旨の届出がありましたので、これを了承し、皆様にご報告いたします。
- 本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。
- なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願ひいたします。

◎開議の宣告

- 金子雄一議長 それでは、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 金子雄一議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願ひます。

◎会議録署名議員の指名

- 金子雄一議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、1番、小泉晋史議員、2番、芝寄和好議員、3番、川崎葉子議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

- 金子雄一議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。
- 去る10月8日に議会運営委員会が開催されましたので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。
- 芝寄議会運営委員長。
- 芝寄和好議会運営委員長 皆様、改めておはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。
- 去る10月8日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。
- 日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。
- 日程第5、諸報告につきましては、管理者諸報告であります。
- 日程第6、一般質問。通告者は4名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時

間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第7、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第8、議案第6号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）。

日程第9、議案第7号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第10、議案第8号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について。

日程第11、請願第1号 新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書

日程第12、議会行政視察研修の実施について。

日程第13、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第7、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第9、議案第7号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、田中代表監査委員より決算審査報告がございます。その後、休憩を取りまして、全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

議事日程は以上であります。

次に、行政視察研修に関しましては、参加者は8,000円の自己負担をいただくことと、クールビズ期間であります。ネクタイの着用についてご協力をお願いすることに決定いたしました。

次に、当組合の表彰規程に基づく表彰式の挙行について協議がなされ、議会定例会開会前に挙行することに決定いたしました。

次に、令和6年の人事院勧告に基づき期末手当等の改定が予定されておりますが、当組合の職員給与条例は鴻巣市の条例を準用しており、鴻巣市が11月28日に開会する予定の12月定例議会で人事院勧告どおり改正されますと、当組合職員の12月期末勤勉手当は自動的に0.1月分引上げとなります。当組合では、特別職及び議員の期末手当の率につきましては、職員と同様の率で推移してまいりましたが、特別職及び議員の期末手当の率の改正につきましては、構成市町の状況を鑑み、関連する条例改正及び補正予算を11月30日までに告示する必要があります。議会運営委員会としましては、組合議会を開会するいとまがないと認められますので、前例に倣い、地方自治法第179条の規定により、専決処分をすることもやむを得ないと決定いたしました。

次に、今議会に提出された請願第1号について、請願者より申出のあった議場内での発言について協議した結果、当組合の現行規定に定めがないため、紹介議員以外の発言については認めないことに決定いたしました。

次に、議会運営委員会の傍聴について協議いたしましたが、規定が定められていないことについて、今後調査検討することとなりました。

次に、一般質問での一問一答方式の導入について提案がなされ、構成市町の状況を踏まえ、今後検討することに決定いたしました。

次に、今議会におきましては、会議が午後までかかることが見込まれるため、昼食を用意することにいたしました。

以上が10月8日に行われました議会運営委員会の報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

○金子雄一議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○金子雄一議長 日程第4、会期の決定につきましては、芝寄議会運営委員長の報告のとおり、10月15日、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○金子雄一議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から第2回定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。管理者。

○宮崎善雄管理者 本日ここに、令和6年第3回10月埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年第2回議会定例会以降の事務の執行状況等につきまして報告申し上げます。

初めに、お手元に配付させていただきました令和6年4月から令和6年9月までの上期の運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみが1万7,825.15トン、粗大ごみが755.85トン、合計1万8,581トンであります。昨年度と比較いたしますと、可燃ごみが665.53トンの増、粗大ごみが18.38トンの増、合計683.91トン、3.82%の増でありました。当組合管内から発生したごみ処理量は、ここ数年減少傾向から、可燃ごみ、粗大ごみともに増加に転じておりますが、今後もごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

このほかに、他団体からは、桶川市から2,531.25トンの可燃ごみを処理しております。また、灰の処分につきましては、合計2,307.84トンをセメント原料として処理委託しております。

施設の老朽化が進んでおり、突発的な修繕が必要となる状況が見受けられますが、運転、維持管理業務につきましては、適宜保守点検整備、修繕等を実施して、適正な維持管理に努めてまいります。

次に、入札の関係ですが、5月30日に修繕2件と委託業務2件、7月2日に修繕1件と委託業務2件、8月1日に委託業務1件の入札を執行し、契約しております。

次に、新たなごみ処理等整備事業の関係についてでございますが、建設検討委員会が5月から8月にかけて3回開催され、事業方式の選定及び概算事業費や事業スケジュールなどについての検討がなされました。今後は、令和7年1月の答申に向けた検討が進められていく予定であります。

さらに新たなごみ処理施設等地元協議会については、7月から9月にかけて3回開催され、地元要望について協議がなされております。

また、9月4日に新たなごみ処理施設等地元協議会会長から、正副管理者宛てに「埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等の建設に関する要望書」をいただきました。組合では、構成市町と連携し、この要望書の内容を踏まえた地元対応の要点について検討した結果を、10月11日に新たなごみ処理施設等地元協議会会長宛てに報告しております。

このほか、新たなごみ処理施設等測量業務については、入札の結果、株式会社新日本エグザ吉見支店と委託契約を締結し、業務に着手しております。

次に、第2期大間最終処分場の関係につきましては、8月26日に鴻巣市保健センターで第4回大間地区廃棄物処分場対策検討会議が開催されました。会議では、埋め立てられた廃棄物は全量撤去する方針であること、及び廃棄物撤去は原因者である大宮国道事務所が上尾道路の整備に合わせて行うことなどが確認をされました。なお、当組合からは、藤倉事務局長が出席をしております。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

○金子雄一議長 管理者諸報告が終わりました。

◎一般質問

○金子雄一議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は4名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、湯沢美恵議員の質問を許可いたします。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 10番、湯沢です。おはようございます。では、ご指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

件名1、SDGsの取組について。当組合を構成しております吉見町、鴻巣市、北本市共にゼロカーボンシティ宣言をしており、2050年に向けて二酸化炭素実質ゼロを目指すということといたします。新しいごみ処理施設の建設に向けて議論しています建設検討委員会においては、先日中間答申が出されました。施設整備の基本理念には、地球に優しい循環型社会、脱炭素社会を目指し、市民、町民に親しまれる施設づくりを進めますというのが掲げられました。気候危機や地球沸騰など

と言われる中、新ごみ処理施設におきましても環境に配慮した施設建設、運営がなされなければならないと考えています。

当組合では、平成11年の2月に埼玉中部環境保全組合管内協議会会長から管理者に、今後の廃棄物処理等についてリサイクルプラザ建設の具申というものが出され、これを受けて平成12年1月にリサイクルプラザ建設基本構想というものが策定されていました。その後、平成15年10月の当組合議会において、当時全国的に市町村合併が進められていることもあり、鴻巣市、吉見町が合併協議を進めていたことから、その推移を見守るとして一時凍結するということが決定されています。

令和3年第3回定例会におきまして、リサイクルプラザに関する一般質問に対し、この基本構想は当時検討された貴重な資料でありますことから、今後の新しいごみ処理施設の建設整備には一資料として検討されるものと考えておりますという答弁がされています。

リサイクルプラザ建設基本構想の理念では、社会経済が発展する中でごみ量の増大により、ごみの適正処理困難性であるとか、ごみ質の多様化等のごみ問題が提起され、質の高い生活の持続的発展を可能にするため、環境負荷を低減し、廃棄物の循環を促進し、大量廃棄型社会からごみゼロ社会の究極を目標として、廃棄物循環型社会の実現ということが掲げられておりました。これは、新施設検討委員会から出されました中間答申の地球に優しい循環型社会、脱炭素社会を目指し、市民、町民に親しまれる施設づくりを進めますという方向と合致し得るものであると考えています。

そこで、現在の組合におけますリサイクルの取組と新しいごみ処理施設について、リサイクルやリユースについて、どのような議論がされているのかについて伺うものです。

要旨1、リサイクル、リユースの取組の現状と推移について、これは現施設について伺いをします。

要旨2、新ごみ処理施設におけるリサイクル、リユースの取組について伺いたいと思います。

要旨3、燃やせるごみ袋について。現在2市1町で行われていますごみ収集では、共通の指定袋として燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器ごみの袋が使用されています。まず、このごみ袋の在り方については、どこで誰によってどのように議論が行われ決定されたのかについて伺いたいと思います。

件名2、エネルギー利用について、要旨1、エネルギー利用の現状について。

要旨2、新ごみ処理施設におけるエネルギー利用の取組について。

新たなごみ処理施設等整備構想によりますと、新たなごみ処理施設におけますエネルギー回収利用方法について、燃焼用空気の余熱など処理プロセスでの利用に加え、利用先が確保でき、技術的難易度も低い場内熱利用は十分に可能と考えられます。また、発電については、電力システム制度やごみ質等の計画条件を踏まえ、売電の可否を検討するとともに、場外における熱需要を確認しながら、場外エネルギー供給の可能性についても探るものとされています。循環型社会を目指すことも、ゼロカーボンへの一歩であると考えます。ごみ処理によって発生する熱エネルギーを様々な形

態のエネルギーに変えるということは大変重要だと思っています。

そこで、現在の組合へのエネルギーの活用はどのようになっているのか。また、新施設においては、エネルギーの利用について検討委員会ではどのようなことが話し合われているのかについて伺いたいと思います。

また、売電する場合において、送電線等の設備の負担というのはどのようになるかについても併せて伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、湯沢議員さんのご質問に答弁を申し上げます。

件の1、SDGsの取組についての(1)、リサイクル、リユースの取組の現状と推移についてですが、現在埼玉中部環境センターでは、搬入された粗大ごみを対象にリサイクル等の取組を行っています。第一段階としては、粗大ごみの中からアルミ製品、ステンレス製品、コード線類、モーターなどを取り出し、破砕機には投入せず、適宜リサイクル業者に引取りを依頼しています。第二段階としては、第一段階で取り出した以外の粗大ごみを破砕機に投入し、破砕後に磁力を利用してシュレッダー鉄を貯留し、こちらも適宜リサイクル業者に引取りを依頼しています。また、羽毛布団につきましては、羽毛を洗浄して再使用しているリユース業者に引取りをお願いしています。

なお、金属を中心とした、いわゆる11品目の引取り実績の推移は、令和3年度が331.45トン、令和4年度が294.6トン、5年度は266.86トン、また羽毛布団は令和3年度が466枚、4年度が414枚、5年度が530枚となっています。

次に、(2)の新たなごみ処理施設におけるリサイクル、リユースの取組についてですが、新たなごみ処理施設の在り方については、現在新たなごみ処理施設等建設検討委員会で調査研究、検討をさせていただいております。そのうちマテリアルリサイクルに関する建設検討委員会での検討内容は、組合ホームページなどでもお知らせしていますが、大きく3点です。一つ目は、粗大・不燃ごみについて破砕選別を行い、金属などの資源を回収すること、二つ目は可燃ごみのうち剪定枝や刈草について堆肥化等を行うこと、三つ目はプラスチック類について、容器包装プラスチックだけでなく、不燃ごみとして回収しているプラスチック製品についても分別収集などを行うことの3点です。

このほかにも、可燃ごみについてはエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備することで、再資源化ができないごみを熱回収、いわゆるサーマルリサイクルすることにより環境負荷を低減させることなど、調査研究、検討させていただいております。

また、リユースについては、ごみとして排出された雑貨や家具等について、修理せず利用可能な

ものを販売するなどのリユース機能についても調査研究、検討を行っていただいております。

次に、(3)、燃やせるごみ袋について、現在2市1町で使用されているごみ袋の在り方は、どこで誰によってどのように議論が行われてきたのかについてですが、当該ごみ袋の製作等については、2市1町の担当課及び組合事務局で構成する埼玉中部環境保全組合管内協議会の事務局が、当該協議会での協議等を経て、ごみ袋の製作会社と連絡調整を行っています。なお、協議会事務局は2市1町での持ち回りであり、現在のごみ袋は協議会において二酸化炭素削減を目的とした袋の製作について協議し、平成22年2月から導入したものです。

次に、件名2、エネルギー利用についての(1)、エネルギー利用の現状についてですが、現在の埼玉中部環境センターでは、ごみ焼却により発生する排ガスの温度を下げるためボイラーを設置しています。そして、このボイラーから熱交換により発生した蒸気の熱は、当センターの浴室の給湯に利用しているほか、隣接の荒川荘の暖房や給湯にも利用しています。

次に、(2)、新ごみ処理施設におけるエネルギー利用の取組についてですが、こちらも件名1と同様に、現在新たなごみ処理施設等建設検討委員会で調査研究、検討をしていただいております。その中で、エネルギー利用について4つの方針が検討されています。一つ目は、可能な限りごみ処理で発生するエネルギーを活用する。二つ目は、経済的かつ効率的な範囲で最大限の発電を行う。三つ目は、エネルギー回収率18%以上を確保する。四つ目は、契約電力は高圧受電で計画するとなっております。

また、売電における受電施設の整備はどかが負担するのかについては、売電する側の負担となっております。

なお、ただいま申し上げました方針の中では、発電見込み量の関係から売電は高圧受電で計画することとしており、高圧受電は特別高圧受電と異なり、大規模な施設の整備も必要はありません。

以上です。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 では、2回目お聞きしたいと思います。

件名1のSDGsの取組について、要旨1につきましては現状アルミやステンレス、また第2段階においてシュレッダー鉄など、さらに羽毛などについてリサイクルしているということですので、全く取り組んでいないということについては理解しました。

件名2の新ごみ処理施設におけるリサイクル、リユースの取組について、2回目の質問をさせていただきたいと思っています。1回目でも触れましたリサイクルプラザ構想の基本理念の一つに、廃棄物処理の資源化について触れられています。不燃物から鉄、アルミ等の金属、ビンなどを回収し、資源化する事業、また可燃物から廃木材や紙類等を回収し、資源化、または固形燃料化する事業を廃棄物資源化事業とし、さらには不用品の補修、再生品の展示のための事業について定められ

ておりました。

凍結されたとはいっても、そういった方向性が一度は示されておりましたけれども、現組合においてはリユース品として利用可能なものを提供するというについては残念ながら行われておりません。私の1回目の質問の答弁においては、検討委員会において粗大、不燃ごみについて破碎選別を行い、金属などの資源を回収することで議論されているということですが、これは現在ステンレスやシュレッダー鉄などの回収などを行っております現組合でも既に行われているリサイクル事業ではないかと思うところです。

リユース機能については、販売するといったことについては調査研究、検討を行っていくということが議論されているようですけれども、リユース品の販売等を行う場合、当然新しい施設にはそういった場所というのが必要になってくると考えられます。設計段階前には、当然決まっていなければいけないと考えますけれども、どの時点で決定されるのかについて伺いたいと思います。

要旨3の燃やせるごみ袋についてお伺いしたいと思います。先ほどごみ袋については、2市1町の担当、管内協議会を経て調整を行う中で決定されたということについて伺いました。その中で、燃やせるごみ袋については「燃やせるごみ袋」と表記され、「ごみ減量一人ひとりの自覚から」というふうに書かれております。当センターのホームページの概要というところを見ますと、ごみ質の種類組成推移というのの10年分が掲載されていますけれども、このごみの多くが紙、布、厨芥類、この削減について取組を進めるということが今後も必要であると考えているところです。

私は、この燃やせるごみ袋について、北本市議会の中でも取り上げて一般質問をいたしました。徳島市のごみ袋は「燃やせるごみ」ではなく「分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ」と掲載がされています。京都府亀岡市や福岡県柳川市のごみ袋は「燃やせるごみ」ではなく「燃やすしかないごみ」とごみ袋に書かれ、亀岡市ではその上「それって本当にごみ？」と、リサイクルであるとか、リユースについても記載がされています。ごみ袋に「燃やすしかない」と書かれていることによって、市民は本当に燃やすだけでいいのかという意識改革につながるのではないかと考えます。そのことによって、ごみ量がさらに削減できると考えているところです。

環境への配慮は、ごみ出しをする市民の協力というのが不可欠です。2市1町の指定ごみ袋につきましても、燃やすしかないごみというのにしてみてもどうかと考えます。

また、近年外国の方も居住されることが増えています。ごみ出しについて、様々なトラブルもお聞きしていますので、外国語での表記につきましても検討いただきたいと思います。埼玉中部環境保全組合管内協議会におきまして、話題としてごみ袋について挙がっているというふうに北本市の一般質問の中で答弁として聞いておりましたので、指定袋の表記の変更について協議していただきたいと思いますけれども、組合のほうからお声がけをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

件名2、エネルギー利用について、要旨2の新ごみ処理施設におけるエネルギー利用の取組につ

いて、2回目をお聞きしたいと思います。新たなごみ処理施設において、エネルギー利用について4つの方針が検討され、エネルギー回収率18%以上を確保するとなっています。また、建設に当たっては、循環型社会形成推進交付金の活用を予定しているとされていますが、エネルギーの回収率によって交付率が変わってきます。回収率が18%以上であれば交付率は2分の1、14%以上は3分の1になります。令和4年度のごみについては、鴻巣市1万8,819トン、北本市約1万3,301トン、吉見町約3,686トンで、合計約3万5,806トン、令和5年度は約3万4,851トンでしたので、955トンの減となっています。先ほど管理者のほうから、ここ数年増加傾向にあるといっても、長期的な推移を考えますと人口減もあり、ごみの排出量は減っていくものと考えられます。

第9回建設検討委員会においても、出された資料におけます剪定枝の処理量について示されたA組合との総面積や人口比を踏まえて、過大過ぎるのではという懸念の声が挙がっていました。焼却するごみ量が多ければ、高いエネルギーは生まれます。高い交付率を目指して、燃やすことの取組を進めるということをしてしまえば、ゼロカーボンやSDGsの概念と反すると感ずるところですが、見解を伺いたいと思います。

また、当組合においては、お隣にあります荒川荘にエネルギー利用をしているところですが、また施設内の給湯などにも利用しているという答弁でしたが、余熱利用施設と言えます荒川荘の利用状況についても伺いたいと思います。

さらに売電においての受電施設の整備は、売電する側の負担ということですが、高圧受電は特別高圧受電と異なり、大規模な施設の整備は必要ないということであるとすれば、送電線等の建設負担は全くないということなのか、確認をさせていただきたいと思います。

以上、2回目です。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、湯沢議員の再質問に答弁を申し上げます。

件名1、SDGsの取組についての(1)、リサイクル、リユースの取組の現状と推移について及び(2)の新ごみ処理施設におけるリサイクル、リユースの取組についての再質問、新たなごみ処理施設にリユース機能を整備する場合、その内容はどの時点で決定されるのかについてですが、リユース機能についての建設検討委員会の検討内容は、導入する方向となっています。その中で、リユース製品の展示販売、保管スペース等については、経済性の観点から、民間事業者等の活用を含め、事業者提案とすることで検討がなされているところです。なお、事業者提案の段階は、基本計画の策定、要求水準書策定の次の段階で、選定された業者から具体的な施設の整備内容が提案される段階となります。

次に、件名1、SDGsの取組についての(3)、燃やせるごみ袋についての再質問、ごみ袋の

表記の変更について協議されたいについてですが、ご指摘のとおり、現在管内協議会において指定ごみ袋の表記の見直しについて協議が行われているところです。表記の見直しを、住民のごみ処理への意識高揚につなげることが重要ですので、そのことを念頭に協議に参加してまいります。

次に、件名2、エネルギー利用についての(2)、新ごみ処理施設におけるエネルギー利用の取組についての再質問の1点目、より高い交付金の交付率を目指して燃やすための取組を進めるといふのは、ゼロカーボンやSDGsの概念に反するのではないかについてですが、建設検討委員会では将来的な人口減だけでなく、構成市町のごみに関する施策により、一人一人のごみの排出量を減少させることなどを考慮し、処理施設の規模をできる限り小さくするよう検討しています。

また、可燃ごみの処理に当たっては、それにより生じるエネルギーをできるだけ回収することが、ゼロカーボンやSDGsの観点から重要であるとの検討もなされていますので、循環型社会形成推進交付金の交付率を高くするために、燃やすごみ量を多くするというものではありません。

次に、再質問の2点目、送電線等の整備に対する負担はないのかについてですが、一般的に売電目的で引込線や送電線等の工事を行う場合、売電する側である組合が工事費を負担することになります。なお、負担額や工事内容については、工事の際に行われる電力会社との協議により決定することになります。

最後に、荒川荘の利用の状況についてご質問をいただきました。最も利用が多かったのは、昭和62年度、1年間の利用数が3万5,000人、1日あたりは113人でした。これに対し、コロナの影響のない直近の令和元年度、この状況は2万194人、1年間です。1日の平均は76人でした。また、令和5年度、昨年度の状況は6,457人、1日あたり22人。なお、昨年度は温浴施設の改修などがありまして、一部利用ができない期間があったことも申し添えさせていただきます。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 では、3回目、件名2のエネルギー利用の要旨2、新ごみ処理施設におけるエネルギー利用の取組について、3回目の質問をさせていただきたいと思います。

先ほど荒川荘の利用についてご答弁いただきました。一番多かったのが昭和62年度、昭和です。3万5,000人。コロナ前、これが通常であるかなと考えますが、そこが2万194人、そして直近では令和5年度6,457人ということで、改修がありまして大体減っているかと思えますけれども、この利用状況を見ますとコロナ禍では当然利用については大きく減少していると思えますけれども、それ以前の利用についても多くの方々にご利用いただいている状況とは言えないのではないかと考えるところです。

余熱利用施設については、売電する場合よりもエネルギー回収率というのは高く評価される場所ですけれども、行田、鴻巣、北本で進めていましたごみ処理施設建設の中では温浴施設の建設と

というのが問題となっておりました。建設費というのが当然かかるというのも問題でしたけれども、その後の運営、ランニングコストにおいて赤字になるのではないかと懸念があって、その場合組合で運営費について賄うのではないかとといった議論になった。それが大きな要因だったと思っています。建設検討委員会におきまして、温浴施設の建設については議論になっているのでしょうか、その辺りについて伺いたいと思います。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、湯沢議員の再々質問について答弁申し上げます。

温浴施設についての議論が、建設検討委員会でなされているかについてですが、現在建設検討委員会では温浴施設というところに着目するという形ではなく、エネルギー利用をいかに効率的に行うかというふうなことで議論、調査研究、検討していただいている状況でございます。特に温浴施設に限っての協議というのは現在のところなされておられません。

○金子雄一議長 以上で湯沢議員の質問は終了いたしました。

2番目の通告者、桜井卓議員の質問を許可いたします。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番、桜井卓です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名1、埼玉中部環境センターにおける災害対策について、要旨の(1)、当センターではどの程度の浸水が想定されているかです。現在、昨年度から引き続き新たなごみ処理施設について、検討委員会におきまして整備基本計画策定のための検討を続けているところでございますが、その中でも災害対策、とりわけ浸水対策については慎重に検討を進めているところです。令和元年10月の台風19号が上陸した際には、あと少しで荒川の堤防、越水するところまで水位が上昇いたしました。その後、吉見町では想定浸水深を周知する標識を町内各所に設置しておりますが、この施設の近隣の案内板を見ますと、浸水深が4から6メートル程度と標示されていると理解しております。また、吉見町の洪水ハザードマップを見ますと、想定最大規模レベルで策定されておりますが、当センター周辺は3から5メートル、または5メートルから10メートルという形で色分けをされております。

要旨(1)として、当センターにおけます想定最大規模レベルでの浸水深及び浸水の継続時間についてお伺いいたします。

要旨の(2)、当センターではどのような浸水対策が講じられているか。検討委員会におきましては、令和2年に竣工いたしました東京都日野市の浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設を視察するなどいたしまして、具体的な浸水対策を検討しております。新たなごみ処理施設では、内水氾濫レベルでは敷地の全てが浸水しないよう、県道よりも高く、敷地全体の盛土を行った上で、さらに

施設の主要部分については想定最大規模レベルであっても浸水しないように盛土、または建物本体で対策を講じることと今計画を検討しているところです。一方、こちらの埼玉中部環境センターにおいては、どのような浸水対策が講じられているのか伺います。

要旨の(3)、当センターの地盤は、地震による液状化の可能性が高いが、施設に液状化対策は講じられているかについて伺います。吉見町の防災ハザードマップの中には、揺れやすさマップというものもございます。県の被害想定として、吉見町の被害が最も大きくなるとされているのが関東平野北西縁断層帯地震です。この地震が発生した場合は震度7とされております。そして、このハザードマップによりますと液状化の可能性も高いとされております。

要旨の(3)として、当施設においては、建設時に具体的な液状化対策が講じられているのか伺います。

要旨の(4)、当組合では、災害に備え、どのような計画を策定しているかについてです。各市町村におきましては、地域防災計画や業務継続計画、BCPを策定し、災害発生時の対応をあらかじめ定めております。当組合は、可燃ごみと粗大ごみの処理を行うための組合ですから、災害時にやるべきことは限られるわけですが、埼玉中部環境センターが被災し、処理ができなくなってしまった場合や、管内で大きな災害が発生し、平時とは異なる性状や量のごみの処理が必要になった場合などを想定し、備えが必要だと考えます。

また、大規模災害が発生したときには、正副管理者は構成市町のトップでもありますので、本組合の陣頭指揮に当たることができない可能性が高くなると考えます。そこで、当組合では、災害に備え、どのような計画を策定しているのかについて伺うものです。

以上、よろしく願いいたします。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、桜井議員のご質問に答弁を申し上げます。

件名1、埼玉中部環境センターにおける災害対策についての(1)、当センターでは、どの程度の浸水が想定されるのか。浸水の深さと浸水の継続時間については、吉見町防災ハザードマップの浸水想定区域図では、当センターのある区域の想定浸水深は3メートルから5メートルとなっており、国土交通省の浸水シミュレーションでは最大浸水深は約5メートルの想定となっております。また、この浸水シミュレーションで最大浸水深が予想される荒川の最大破堤点が破堤した場合、当センターはその3時間過ぎに浸水し、150時間を超えたところで水が引いていくという想定となっております。

次に、(2)、当センターでは、どのような浸水対策が講じられているかについてですが、施設を管理する中央制御室は地上4.7メートル、電気室も同じ高さ、またごみの投入ステージは6.2メートル

ルとなっております、一定の盛土を施しつつ、建物本体で対策を講じています。なお、国土交通省が示します200年に1度の大雨による水害を想定した場合、当センターの浸水深は国土交通省の浸水シミュレーションで4.6メートルです。ごみの搬入車両が入場できる状態になれば受入れ可能となり、中央制御室からの操作で焼却炉を運転することができます。

次に、(3)、当センターの地盤は地震による液状化の可能性が高いが、施設に液状化対策は講じられているかについてですが、当センターの地盤は吉見町防災ハザードマップの液状化可能性分布図で、液状化の可能性が高いことが示されています。一方で、一般的に液状化の現象は水分を含む軟性の砂質土で起こる可能性が高いとされていますが、建設時のボーリングデータでは当センターの地質は上から順に粘性土、含水の少ない砂質土、粘性土互層、そして支持地盤となる砂れき層が確認されており、水分を含む軟性の砂質土は確認されていません。また、当センターの建設時に液状化対策を講じた資料は確認できませんでした。

次に、(4)、当組合では、災害に備え、どのような計画を策定しているかについてですが、当組合では災害時における廃棄物処理対策マニュアル、これを策定しており、災害時における連絡体制、ごみの受入れが可能な場合などについて記載しています。また、地震の場合は、震度によって設備の点検箇所などが示されている、こういった内容のものでございます。

以上です。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 では、再質問をさせていただきます。

まず、要旨の(1)についてです。新たなごみ処理施設の建設予定地の浸水シミュレーション、こちらのほうは検討委員会の中で詳細が示されておりまして、想定最大規模の浸水があった場合には浸水深が3.4から3.75メートル、水が引いて、浸水深が1メートル程度になるまでは約52時間ということなので、1メートルの高さまでになれば、新たな施設では盛土をしているということでは敷地全体の水が引くことになるとは思います、今のこちらの施設においては浸水深、先ほど水が引くまでには150時間というお話だったのですけれども、具体的な推移についてお伺いをいたします。

それから、要旨の(2)についてです。1回目の答弁の中で、中央制御室と電気室については地上高が4.7メートル、ピットが6.2メートルということで、これですと想定最大規模の浸水があった場合、ピットのほうには水が浸水することは恐らくないだろうと。ただ、中央制御室と電気室のほうはひょっとしたら浸水する可能性があるということになるかなと思います。電気室ということになりますので、一旦水につかってしまった場合には、水が引いたとしてもすぐには稼働できないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか、見解をお伺いするものです。

それから、要旨の(3)についてです。こちらでは、ハザードマップ、揺れやすさマップでは液状化の可能性が高いというふうに示されているのですが、具体的にこの施設のボーリング調査の結

果を見る限りではその可能性は低いのではないかとということで理解をいたしましたので、こちらに関しては再質問はありません。

それから、要旨の（４）です。災害時における廃棄物処理対策マニュアルが策定されているということですが、例えば震度５強以上の地震が発生した場合には、それぞれの構成市町におきまして災害対策本部が設置されて、市長、町長がその本部長になっているかと思えます。その際、当組合では一体誰が陣頭指揮に当たるのか。また、最初の答弁では、ごみの受入れが可能な場合の対応について、このマニュアルに記載しているということなのですけれども、逆にごみの受入れができないといったような場合の対応についてはどのようにしているかを伺います。

以上です。

○金子雄一議長 ２回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、桜井議員の再質問に答弁を申し上げます。

件名１の（１）、現在の中部環境センターでの洪水時の浸水深の推移についてでございますが、国土交通省の浸水シミュレーションでは、最大浸水深が想定される荒川の最大破堤点が破堤した場合、水が引き始めて、先ほどお話のありました浸水深が１メートルに下がるまでの時間、約１２５時間と想定されています。これに対しまして、先ほど議員さんからもお話がありましたが、新たなごみ処理施設の場合は５２時間ということですので、今の施設は新たなごみ処理施設の２倍以上の時間がかかるということになります。

次に、件名１の（２）、中央制御室と電気室は、想定最大規模の浸水があった場合、浸水の可能性があるのか、またその場合は水が引いたとしてもすぐに稼働できないのではないかについてですが、中央制御室と電気室との位置は、先ほども申し上げましたが、地上から４．７メートルですので、最大浸水深である約５メートルの浸水があった場合は、計算上３０センチ程度水につかることとなります。ご指摘のとおり、これらのエリアには電気機器が集中していますので、水が引いた後もそれらが使用できず、施設が稼働できない、こういった場合もあると考えられます。

次に、件名１の（４）、当センターでは、災害発生時に誰が陣頭指揮に当たるのか、また当センターにおいて災害の発生によりごみの受入れが不可能となった場合の対応はどうかについてですが、１点目については事務局長が中心となり、管理者との連絡調整及び指示の下、対応に当たることとなります。２点目ですが、当センターでごみ処理ができない場合、埼玉県清掃行政研究協議会の災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定、これに基づきまして埼玉県環境部資源循環推進課、ここに支援要請を行います。そして、その後構成市町へ現状を報告し、県の指示により近隣施設へごみ処理の委託をすることとなります。

以上です。

○金子雄一議長 以上で桜井議員の質問は終了いたしました。

続いて、3番目の通告者、川崎葉子議員の質問を許可いたします。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 議席番号3番、川崎葉子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、これより一般質問を行わせていただきます。

1、新たなごみ処理施設の整備について、(1)、地元協議会での要望、意見とその対応について。新たなごみ処理施設等地元協議会設置要綱第2条、協議会では、地元住民と組合が相互に理解を深め、地域環境の保全及び安全、安心の確保、並びにごみ処理施設の円滑な整備及び運営に資するための協議を行うことを目的とするとあります。私は、建設予定地である地元鴻巣市の議員として改めて申し上げたいのは、地元のご協力なくしてごみ処理施設を建設することはできないということです。地元でなければ分からないご苦労や我慢ということの上に成り立っていると思います。

ごみ処理施設は、市民が快適で衛生的な生活を送る上で必要な施設であり、やむを得ないと考えているという地元のお声も聞いています。だからこそ、施設整備に当たっては、地元の皆さんが忌憚なく要望、意見が出されるように、組合として最大限配慮すべきと考えますが、組合の見解を伺います。

令和5年8月1日の第1回地元協議会をはじめ、令和5年度は5回開催しています。総会資料では、令和6年度は直近では9月に開催予定となっていました。直近の地元協議会を含め、これまでの地元協議会における主な要望、意見とその対応について伺います。

(2)、新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に向けて。

ア、策定までのスケジュールは。

イ、策定前の組合としての役割は。

ウ、策定後の組合としての役割は。

エ、地元自治体である鴻巣市との連携は。

令和6年3月27日、新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関することについて、新たなごみ処理施設等建設検討委員会、荒井委員長より宮崎管理者に対して中間答申がなされました。今後順調に進展していくならば、最終答申を経て基本計画策定、新たなごみ処理施設の稼働までの事業スケジュールに沿って、建設予定地の用地買収などの事業を一つ一つ進めていくこととなります。

まず、質問アとして、新たなごみ処理施設等整備基本計画策定までのスケジュールについて、質問イとして、基本計画策定前の組合の役割について伺います。

第10回建設検討委員会の資料では、令和6年度に施設整備基本計画の策定、令和5年度から令和7年度にかけて生活環境影響調査、令和6年度から令和7年度にかけて農業振興地域整備計画変更手続や都市計画決定手続など、建設予定地の用地買収に係る手続を行い、令和9年度に事業者選定及び造成工事着手を目指すとあります。

そこで、質問ウ、基本計画策定後の組合の役割について、また質問エ、地元自治体である鴻巣市との連携はどのように進めていくのか伺います。

以上です。

○金子雄一議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 川崎議員の質問にお答えいたします。

件名1、新たなごみ処理施設等の整備についての(1)、地元協議会での要望、意見とその対応についてですが、議員ご指摘のとおり、新たなごみ処理施設等の建設及び運営に関する事業をより円滑に推進するためには、地元住民の皆様の意見や要望、懸念される事項などを組合としてしっかりとお聴きすることが重要であると考えます。このようなことから、組合では地元自治会の代表者、土地改良区の代表者、農業委員等農業関係の代表者、各自治会の環境衛生委員、地元の小学校の保護者で構成された地元協議会において、環境保全対策やエネルギー利用についてなど、様々な要望や意見について話し合いを重ねていただいております。また、令和6年9月4日には、地元協議会会長から埼玉中部環境保全組合の正副管理者に対し要望書が提出されております。

次に、(2)、新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に向けてのア、策定までのスケジュールはについてですが、新たなごみ処理施設等建設検討委員会では、令和6年8月21日に第10回目の会議を開催し、事業方式、概算事業費、事業スケジュールについて検討していただきました。今後は、令和6年11月に開催予定の第11回建設検討委員会において、基本計画(素案)について協議していただいた後、広く市民、町民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施する予定です。このパブリックコメントでいただいた意見を踏まえ、基本計画についての最終の答申をいただく予定です。

次に、イ、策定前の組合としての役割はについてですが、当組合は、構成市町が令和3年9月16日に締結した基本合意書に基づき、新たなごみ処理施設の建設に関する事業主体となっており、建設予定地の決定、新たなごみ処理施設等整備構想の策定、地元協議会の設立などに取り組んでおります。

次に、ウ、策定後の組合としての役割は、エ、地元自治体である鴻巣市との連携はについてですが、こちらは関連がございますので、一括してお答えいたします。新たなごみ処理施設等整備基本計画を策定することで、今後の具体的な計画、手続に必要な情報が整理されることとなります。それらを踏まえ、今後、用地買収に向けた手続として、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の除外申請や、都市計画法に基づく都市計画決定の手続を進めてまいります。農業振興地域の除外申請や都市計画決定の手続には、地元自治体である鴻巣市や埼玉県との調整が必要になります。また、建設予定地内には、鴻巣市が管理している既存水路や道路がありますので、その取

扱いについても引き続き鴻巣市と連携し、事務を進めてまいります。

以上です。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 それでは、再質問を何点かさせていただきます。

まず、(1)、地元協議会での要望、意見とその対応についてでございます。施設の建設に当たっては、周辺の住民にとっては生活環境の大きな変化を余儀なくされます。自治会をはじめ、それぞれの代表者で構成されている協議会ですので、いろいろな角度から様々なご意見があると存じます。私も協議会の内容を見させていただいたときに、もっと多くご意見が出されてもいいのではないかと考えたこともございました。一つには、このような形式でしょうか、議場のような、そうした形式だとなかなか声を出しづらいのではないかと、それは私が文面から拝察した次第でございます。このようなことも考え合わせながら、しっかりと対応をしていくべきと思います。

いろいろな角度からの様々なご意見、例えばその中には温浴施設に触れている言葉もございました。また、災害の際の避難所という文言もございました。まさに多様なご意見でございます。こうした多様な意見の取りまとめについて、組合はどのように対応しているのか伺います。

また、9月4日に地元協議会から要望書が提出されたということでございますが、その主な内容と、これらの要望をどのように反映させていく考えなのか伺います。

続きまして、(2)の新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に向けての再質問でございます。答弁でありましたように、鴻巣市の地元協議会での対応、鴻巣市の用地買収、周辺環境整備という今後の事業を考えると、用地買収や工事に係る騒音等をはじめ個々の対応など、現地に建設推進に係る事務所が存在してこそ、具体的かつスムーズな対応が図られると考えますが、見解を伺います。

次に、スケジュールどおりであれば、新施設の稼働は令和14年度になります。現施設である中部環境センターでの施設稼働は50年を迎えることになります。新たなごみ処理施設の建設及び稼働がスムーズに行われるように取り組むべきだと考えます。そのスタートが、新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定であります。この基本計画の策定に向けて課題があるか伺います。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 川崎議員の再質問にお答えいたします。

ご質問の、多様な意見の取りまとめについて、組合はどのように対応しているかについてでございますが、議員からのご質問にもございましたとおり、地元協議会は、令和5年度に設置し、これまでに合計11回開催して、時間をかけて様々な議題について協議していただきました。また、令和6年7月には、今後の参考としていただくため、栃木県にある2か所の施設の視察研修も行ってお

ります。このような地元協議会の活動の中で、要望や意見の取りまとめをサポートしております。

次に、要望書の主な内容とこれらの要望をどのように反映させていく考えなのかについてですが、主なものとして周辺道路、水路の整備等、周辺環境の保全、ふれあいコミュニティ施設の整備などの要望がございました。組合では、提出された要望書について構成市町と検討を行い、地元対応に取り組んでまいります。

次に、(2)、新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に向けての再質問、現地に事務所が存在してこそ、具体的かつスムーズな対応が図られるのではないかと、その見解についてでございますが、議員ご指摘のとおり、現在、建設推進に係る事務は、埼玉中部環境センター内で行っておりますが、事務所を建設予定地に近い場所に置くことで、より効率的に事務が進められることもあるかと思われまので、その時々の中で効率的な形を検討してまいります。

次に、基本計画の策定に向けて課題があるのかについてでございますが、基本計画の策定のスケジュールなどにつきましては大きな課題は現在のところございませんが、一日も早い事業の進捗を図るべく進めてまいります。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 では、再々質問を行わせていただきます。

(2)、新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に向けてでございます。時々状況の中で検討していくという答弁でありましたが、今後用地買収も控えております。また、地元の皆さんが忌憚なく要望、意見が出せるように、事務所としても最大限のサポートが必要であると先ほどお答えにもなっております。こうした皆さんが要望、意見が出しやすいように、早期に事務所を鴻巣市内に置くべきと考えます。見解を伺います。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 川崎議員の再々質問にお答えいたします。

新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に向けての事務所を建設予定地に近い場所に置くことにつきましてですが、事業の進捗に伴い、地元の皆様との連携はより重要となります。ご指摘のとおり、事務所を鴻巣市内に置くことにより、地元の皆様との連携を密にすることが期待できることから、事業の進捗に応じた事務所の在り方については引き続き検討してまいります。

以上です。

○金子雄一議長 以上で川崎議員の質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

再開 午前10時40分

○金子雄一議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番目の通告者、竹田悦子議員の質問を許可いたします。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 議席番号5番、竹田悦子でございます。通告順に従いまして、一般質問を行います。

1、気候危機に対する管理者の見解について、(1)、地球沸騰化の時代と言われる下で、CO₂を減らすことが求められているが、可燃ごみを焼却することによりCO₂が発生することについての見解。過去最長の真夏日の記録、そして異常気象による災害の発生など、地球沸騰化を実感された方は多いのではないのでしょうか。この地球沸騰化をどうくい止めていくのか、真剣にみんなで向き合うことが必要であると考えます。

中間答申の資料では、最大で年間3万763トンのCO₂の発生から1万8,535トンのCO₂の発生としています。処理方法によって二酸化炭素の減量を示していますが、完全になくすわけではないと思います。ストーカ方式で年間の二酸化炭素の削減量は5,136トン年間CO₂であるのに対し、ハイブリッド方式では5,907トンCO₂年間で、771トンの差があります。発電によりCO₂は一定削減されますが、焼却によるCO₂は発生し続けることの受け止めでよいのかどうか、確認します。

また、気候危機打開との関係でも見解をお答えください。

(2)、2032年稼働予定の新たなごみ処理施設での1日147トンの可燃ごみの焼却と、構成市町のゼロカーボンシティ宣言との関連についての見解。2050年には、CO₂をゼロにすると、構成市町ではゼロカーボンシティ宣言を行っています。1日147トンのごみを焼却する限り、この宣言に反するのではないかと考えます。見解をお答えください。

2、特別地方公共団体として、地方自治法第3編では、特別地方公共団体として一部事務組合について第284条で規定しています。第284条、「地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする」を、第2項では「普通公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときには、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する」としています。この規約に基づき、埼玉中部環境保全組合規約第3条、「組合は、ごみ処理に関する事務を共同処理する」としています。特別地方公共団体である埼玉中部環境保全組合として、(1)、一部事務組合としてゼロカーボンシティ宣言を行い、構成市町と共に取組を行っていくことについて。

(2)、一部事務組合としての設置目的を達成するため、ごみ分別徹底の連絡調整を行い、ごみを減らす取組を強めていくことについて見解をお答えください。

3、新たなごみ処理施設等建設について、(1)、住民の協力の下に、よりよい新たなごみ処理建設を進めるとの立場を貫くこと。そのために繰り返し説明会を開催するとともに、地元住民への周知を図り、意見を聞く場を設けることについて。

先日、新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書の署名活動を地元である郷地地域を回りました。焼却するごみ処理施設の中間答申を出していますので、多分煙突のある施設であると予想していますが、カントリーエレベーターの隣の後背湿地と言われる場所に1日147トン焼却するごみ処理施設で予定していますとのお話をすると、「何も聞いていませんが、あんな沼地で本当によいのですかね。きちんと説明してほしいです」との反応があり、地元郷地安養寺、笠原の方の署名が多く集まりました。一番は、一般的な説明と併せ、地元である郷地安養寺、笠原地域の皆さんに特別に説明を行うことが必要ではないかと考えます。地元協議会が設置され、地元自治会の代表、土地改良区の代表、農業委員会等の関係者の代表など、その他管理者が必要と認める者が会議に参加しています。その方々が地元地域に説明する役割を担ってはいません。会議に参加している30人は理解していても、圧倒的な地域の方々はいろいろな疑問で意見を持っていますが、反映する場がありません。特に建設が始まれば、建設用のトラック等、多くの工事車両が通行します。そして、整備された段階ではパッカー車をはじめ、一般車両の通行も多くなるのではないかと想像します。ですから、地元協議会では出されている建設予定地の災害対応をはじめ、建設予定地の用水路、排水路等の整備、車両による騒音災害や排気ガス、渋滞などについての対策など、多くの説明が必要と考えます。住民の理解と協力の下、よりよい新たなごみ処理施設を進めることの立場を貫くこと。そのために、繰り返し地元説明会を開催するとともに、地元住民の周知を図りながら意見を聞くことが必要ではないかと考えます。どのように考えているのか、見解をお答えください。

以上で壇上での質問といたします。

○金子雄一議長 質問は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 竹田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、地球沸騰化の時代と言われている下で、CO₂を減らすことが求められているが、可燃ごみを焼却することによりCO₂が発生することについての見解についてでございます。気候変動は、人々の生活に関わるあらゆる面に重大な影響を及ぼす可能性があると言われてございます。将来のリスクを軽減するための具体的な対策が求められています。また、気候変動の影響は世界中に生じるため、ごみ処理施設だけでなく、多くの政策や活動において国や企業、そして個人が危機感を持って行動することが重要だと考えてございます。

次に、2点目の2032年稼働予定の新たなごみ処理施設での1日147トンの可燃ごみの焼却と構成市町のゼロカーボンシティ宣言との関連についての見解でございます。ご質問の内容につきましては、現在建設検討委員会において検討いただいておりますので、答弁は控えさせていただきます。なお、詳細につきましては担当課長から答弁をいたします。

○金子雄一議長 建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 計画に関する内容となりますので、詳細につきましては建設推進課よりお答えいたします。

件名1、気候危機に対する管理者の見解についての(1)、地球沸騰化の時代と言われることで、CO₂を減らすことが求められているが、可燃ごみを焼却することによりCO₂が発生することについての見解についてでございますが、以前にも答弁をしておりますとおり、家庭などから出される可燃ごみのうち、焼却を行わずに最終処分まで行えるものは、生ごみなどの全体の一部分に限られており、それ以外のごみについては処理工程のいずれかの段階で焼却を行わざるを得ないという実情がございます。ストーカ方式、ハイブリッド方式などを含め、どのような処理方式を選択したとしても、二酸化炭素の排出がなくなるということではございません。

ごみの焼却によって発生する二酸化炭素のうち温暖化に影響する二酸化炭素は、主にプラスチック類などの化石燃料から作られたごみを焼却した際に発生するものです。構成市町では、プラスチック類は、不燃ごみまたは資源ごみとして分類しており、埼玉中部環境センターでは、原則として焼却していませんが、それでも合成繊維や合成皮革などの分別やリサイクルができないプラスチック類などは、やむを得ず可燃ごみの一部分に含まれています。温暖化に影響する二酸化炭素を減らすには、このようなプラスチック類のごみをいかに減らしていくかが課題であると考えております。

次に、(2)の2032年稼働予定の新たなごみ処理施設での1日147トンの可燃ごみの焼却と構成市町のゼロカーボンシティ宣言との関連についての見解についてですが、新たなごみ処理施設等整備基本計画については、現在第2期の建設検討委員会において検討いただいているところです。ゼロカーボンとは、脱炭素社会に向けて2050年、二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことです。ここでの二酸化炭素実質排出量ゼロとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することと定義されています。

ゼロカーボンシティを実現するためには、廃棄物を処理する際にリサイクル、再資源化を行うだけでなく、リフューズ、発生回避、リデュース、発生抑制、リユース、再使用を社会全体で取り組んでいく必要があります。新たなごみ処理施設では、可燃ごみ処理施設は可燃ごみを処理した際に生じる熱エネルギーを回収する施設であるエネルギー回収型廃棄物処理施設を計画しており、可能な限り環境負荷を減らしていきたいと考えております。現在策定中の新たなごみ処理施設等整備基本計画は、構成市町のゼロカーボンシティ宣言に則った基本理念、基本方針を掲げており、それら

を踏まえた計画となる予定です。

次に、件名2、特別地方公共団体としての(1)、一部事務組合としてゼロカーボンシティ宣言を行い、構成市町とともに取組を行っていくことについてですが、ゼロカーボンシティ宣言はその区域の自然的、社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、脱炭素社会に向けて取り組むことを表明するものと理解しております。当組合は、議員ご指摘のとおり、ごみ処理に関する事務を共同処理することを目的とした一部事務組合となっております。構成市町が、ゼロカーボンシティ宣言に基づいて策定した施策に基づき事務に取り組んでおりますので、別途宣言を行う必要はないものと考えております。

次に、(2)、一部事務組合としての設置目的を達成するため、ごみ分別徹底の連絡調整を行い、ごみを減らす取組を強めていくことについてですが、当組合では現状におきましても構成市町と連携し、ごみの分別徹底について連絡調整を行っているところです。新たにごみ処理施設においては、そのごみの分別徹底が行われ、構成市町の目標までごみ量が減ることを前提とした施設規模で計画する予定です。引き続き構成市町と連携し、ごみ量削減に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、件名3、新たにごみ処理施設等建設についての(1)、住民の協力の下、よりよい新たにごみ処理施設建設を進めるとの立場を貫くこと、そのために繰り返し説明会を開催するとともに、地元住民への周知を図り、意見を聞く場を設けることについてですが、当組合では新たにごみ処理施設建設について、建設予定地の郷地安養寺地区、そして構成市町に関係する住民の方々からのご理解、ご協力をいただくため、事業の節目での住民説明会の開催、地元協議会の設置、意見箱の設置、ホームページなどによる建設検討委員会の資料や会議録の公開などの取組を行っております。住民の方々のご理解、ご協力は、事業を進める上で最も重要なことの一つと認識し、今後も引き続き周知を図り、意見を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。

以上であります。

○金子雄一議長 答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、1回目の質問にお答えいただきましたので、1、(1)から再質問を行います。

温暖化に影響するCO₂を減らすことは、プラスチック類のごみをいかに減らすかが今後の課題であると考えているとお答えになりました。昨年度のごみ組成表を見ると、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革の割合が10%前後となっています。新たにごみ処理施設等建設検討委員会の中間答申の資料では、CO₂の排出量は最大で年間3万763トンから1万8,723トンのCO₂の発生としています。ですから、これに含まれていることがあるのかどうか、こうした数字になっているのかどうか確認します。

また、中間答申で示されているストーカ方式での年間の二酸化炭素の削減量は5,136トンCO₂ですので、1万8,723トンはCO₂として排出されることとなります。答弁されているように、環境省が示す実質排出量をゼロにすることは、CO₂などの温室効果ガスの人的な発生源による排出量と森林等の吸収量による除去量との関係での均衡を図ることとしていますが、今世界では森林破壊が進んでいます。一方で、植物による二酸化炭素の吸収量は増えているとも言われていますが、昨今の異常気象を考えれば、やはりCO₂の吸収量は圧倒的には少ないのではないかと考えます。CO₂を排出することそのものをなくすべきと考えます。中間答申の資料による新たなごみ処理施設等の建設により、削減できないこのCO₂をどのようにしようとしているのか、お答えください。

(2)の再質問です。新たなごみ処理施設では、可燃ごみを処理した際に生じるエネルギー回収施設であるエネルギー回収型廃棄物処理施設を計画しており、可能な限り環境負荷を減らしていきたいと考えているとの答弁でした。(1)で述べましたが、森林等が減少傾向にあります。ゼロカーボンシティ宣言との関係で本当にゼロになる計画なのか、確認をします。構成市町は、全てゼロカーボンシティ宣言をしていることも含めてお答えください。

2はありません。

3の(1)です。住民の方々の理解、ご協力を事業を進める上で最も重要な一つと認識し、今後も引き続き周知を図り、意見を伺う機会を設けてまいりますとのご答弁でした。では、確認します。事業の節目で住民説明会を地域ごとにこの間何回行ったのか。地元協議会の構成を見ると、代表となっていますので、この方々は構成するメンバーの方々に決まったことなどを伝える役割を担っているのか。また、ホームページなどで会議録の公開としています。確かにホームページの開催は、本組合では確実にっていますが、ホームページを見る人はどのくらいいるのか伺います。最も重要とするなら、意見を聞く機会を何回も設けること。先日ある署名活動を行っていた方から伺うと、100回くらいも説明会を行って事業を進めていた経験もあるなどというお話も伺いました。これらも含めてお答えください。

○金子雄一議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 竹田議員の再質問にお答えいたします。

CO₂の排出量は最大で年間3万763トンから1万8,723トンとしています。プラスチック類が含まれている数字になっているのかについては、ご質問の排出量は3万763トンがシャフト式、1万8,723トンがストーカ方式の処理方式における二酸化炭素排出量となっております。その中には、可燃ごみに混入したものや取り除くことのできないプラスチック類が含まれております。

次に、中間答申の資料による新たなごみ処理施設等の建設により、削減できない二酸化炭素についてどうゼロにしようと考えているのかについてです。現在当組合で処理しているごみの処理の状況

から考えれば、どのような処理方式を採用したとしても二酸化炭素をゼロにすることは現実的ではありません。二酸化炭素排出量を少しでも減らせるよう、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rをより一層推進し、処理されるごみを少なくすることが肝要であると考えます。

次に、ゼロカーボンシティ宣言との関係で本当にゼロになる計画かについてですが、構成市町が行ったゼロカーボンシティ宣言は、住民、事業者、行政が一体となって二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言したものと認識しております。繰り返しになりますが、宣言にあるとおり、ごみ処理施設のみで二酸化炭素をゼロにするものではなく、住民、事業者、行政が一体となって社会全体でゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいく必要があると考えます。

次に、事業の節目での住民説明会は、地域ごとに何回行ったのかについてですが、令和5年9月にクレアこうのすど笠原公民館で、10月にフレサよしみと北本市文化センターにおきまして、2市1町の住民の方を対象に合計4回の住民説明会を開催し、建設予定地について、事業全体のスケジュールについて、周辺環境保全について、主な取組についてご説明をいたしました。

次に、地元協議会を構成するメンバーの方々は、決まったことなどを伝える役割を担っているのかについてですが、協議会の委員は地元自治会の代表者、土地改良区の代表者、地元の農業委員、各自治会の環境衛生委員、地元の小学校の保護者で組織されておりますので、それぞれの立場で協議内容の周知などを行っていただいているものと考えております。

次に、ホームページを見る人はどのくらいいるのか、についてですが、現代社会におきましてホームページはより多くの方に情報を伝えることができる有効な手段であると考えております。ホームページが閲覧できない方においても、事業の内容を知っていただくため、構成市町の広報や埼玉中部環境センターだより特別号の全戸配布を行うなど、周知に努めてまいります。

次に、意見を聞く機会をいつ設けるのかについてですが、今後建設検討委員会において基本計画（素案）について協議していただいた後、広く市民、町民から意見を求めるパブリックコメントを実施する予定です。また、意見箱による意見聴取も引き続き行ってまいります。

以上です。

○金子雄一議長 2回目の答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、再々質問を行います。

1の(1)、(2)は関連がありますので、まとめて質問を行いたいと思います。ごみ処理施設だけでCO₂をゼロにするのではなく、住民、事業者、行政が一体となって社会全体でゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいくことが必要とお答えになりました。これは、私は問題のすり替えだと思えます。どのような処理方法を採用しても、二酸化炭素をゼロにすることは現実でないともお答えになっています。それぞれの単体で行う事業者がCO₂をゼロにすること、それが社会全体のCO₂ゼロに向けた取組だというふうに私は思います。そうした点で、施設そのものをCO₂

ゼロにする方法についてどのように考えているのか。ゼロカーボンシティ宣言との関係で行っていますので、ぜひこの点を併せてお答えください。

3の(1)であります。先ほどのご答弁を聞くと、全体では4回というお答えでした。また、地元協議会の皆さんもお知らせしているものと考えておりますということでした。地元協議会の設置要綱を見ると、決まったことを伝える役割については明確にしていません。ですから、郷地安養寺、笠原の地元の方々によれば、30人はよく承知しているかもしれませんが、何事も知らされていないのが実態だと思います。組合として基本計画策定前に少なくとも郷地安養寺、笠原の地元の方々の意見を聞くこと、そして圧倒的の市民の意見を聞くことが必要だと考えます。それが、今後さらに明確になるであろう建設費用の問題も含めれば、本当にしっかりと説明することが、良いごみ処理施設を造ることになると思います。新たなごみ処理施設建設について、住民があまり認識していないのが実態で、基本計画の素案について少なくとも中部環境だよりの特別号として全戸配布して、パブリックコメントで募集をすること、構成市町の住民の意見を十分に聞くことについて、再度お答えください。

以上です。

○金子雄一議長 3回目の質問が終わりました。

執行部を答弁をお願いします。

建設推進課長。

○宮澤祐紀建設推進課長 竹田議員の再々質問にお答えいたします。

件名1、気候危機に対する管理者の見解についての(1)、(2)の再々質問についてです。単体でゼロにする方法、そして施設そのものでゼロにする方法についてどのように考えているかについてですが、将来的なごみ排出量や処理予定のごみの組成などを踏まえ、様々な処理方法を建設検討委員会で総合的に検討いたしました。処理施設単体で二酸化炭素をゼロにするということは難しいと考えます。二酸化炭素を減らしていくため、引き続きリフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rを住民、事業者、行政でそれぞれの立場で取り組む必要がありますので、本組合といたしましては今後も構成市町と協力しながら、ごみ量の削減、リサイクル推進を進めてまいります。また、ごみ処理と直接的に関係しているわけではありませんが、取組の一つとして、二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っている樹木を、施設内の緑地空間を利用し植樹するなどして、間接的に二酸化炭素を削減していくことも検討してまいります。

以上です。

〔「答弁漏れ」と言う人あり〕

○宮澤祐紀建設推進課長 失礼いたしました。

次に、基本計画の素案について、少なくとも中部環境だよりの特別号として全戸配布し、構成市町の住民の意見を聞くことについてですが、先ほどもご答弁を申し上げましたが、基本計画策定前

には広く市民、町民から意見を求めるパブリックコメントを実施する予定です。その際に基本計画の素案につきましては、全戸配布する予定はございませんが、各構成市町パブリックコメントの実施ルールに従い、情報コーナーや組合のホームページで閲覧できるよう公開する予定です。また、意見箱による意見聴取も随時行っておりますので、地元の方を含め、構成市町の住民のご意見を引き続き伺ってまいりたいと考えております。

以上です。失礼しました。

○金子雄一議長 以上で竹田議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

〔監査委員入場〕

再開 午前11時18分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○金子雄一議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、議長の命によりまして、提出議案の説明をさせていただきます。

議案第6号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億56万4,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金が433万3,000円の増、財産収入が72万2,000円の増額、繰入金は1,280万9,000円の減額、繰越金が2,061万4,000円の増額であります。歳出につきましては、総務費が371万3,000円の減額、衛生費が1,657万3,000円の増額であります。

議案第7号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、歳入総額は9億1,308万9,294円で、予算現額に対し218万4,706円の減であります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金5億5,171万2,000円、使用料及び手数料1億4,508万6,860円、諸収入1億2,167万8,810円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額8億8,747万4,513円、執行率96.96%であります。歳出の主なものは、総務費4,514万8,533円、衛生費8億3,700万779円であります。

以上が決算の概要であります。監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするも

のであります。

議案第6号及び議案第7号につきましては、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明をいたさせます。

また、議案第8号は人事案件であります。議案第8号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意については、当組合の監査委員として鴻巣市の山田順司氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めたいとするものでございます。

以上、3議案について、その概要について申し上げましたが、慎重審議の上、原案のとおり可決、認定、同意賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○金子雄一議長 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第7号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般、決算審査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いしたいと思います。

田中代表監査委員。

○田中光一代表監査委員 皆様、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました監査委員の田中でございます。議長よりご指名をいただきましたので、令和5年度の決算審査についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月22日に当組合の管理者から提出されました令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、当組合議会から選出されております秋山監査委員とともに、当組合の会議室において審査を実施いたしました。

現金出納帳等諸帳簿、関係書類等を照会いたしました結果、決算書等の計算数値には誤りはなく、決算書及び附属明細書は適正に作成され、またその内容も適切に処理されていることを認めましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○金子雄一議長 田中代表監査委員様、どうもありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

〔監査委員退場〕

再開 午後 1時00分

○金子雄一議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第8、議案第6号 令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

それでは、事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、議案第6号について説明を申し上げます。

議案書を1枚おめくりいただき、1ページをお願いいたします。

令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度埼玉中部環境保全組合の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億56万4,000円とする。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正では、歳入歳出予算補正額を款項別に記載しましたが、この内容を歳入歳出予算事項別明細書により説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。歳入より申し上げます。3款1項1目衛生費国庫補助金433万3,000円は循環型社会形成推進交付金で、本議案書の7ページにあります3款1項3目建設推進費の中の12節委託料に計上しています地盤技術解析業務委託料1,300万円が、国庫補助対象事業として採択の見込みであることから、当該経費に係る国費分を計上したものです。なお、交付率は3分の1となります。

5ページをお願いいたします。4款1項1目利子及び配当金72万2,000円は、施設整備基金のうち10億円について、金融機関との交渉の結果、1年の定期預金で年利0.006%であったものを3年定期とし、年利0.1%で更新したことによるものです。なお、今回の預金利息の受取方法は、1年目と2年目は0.07%、3年目に0.16%が収入されます。

5款1項1目財政調整基金繰入金1,280万9,000円の減額は、前年度繰越金の確定見込みに伴い、財政調整基金からの繰入れを減するものです。なお、本補正後の財政調整基金残高は3,608万7,666円です。

6款1項1目繰越金2,061万4,000円は、前年度繰越金の確定見込みによるものです。

6ページをお願いします。歳出について主なものを申し上げます。2款1項1目一般管理費は443万5,000円の減で、2節給料から4節共済費は4月1日付の人事異動等に伴う人件費の減です。7節報償費は、議員1名の通算勤続年数5年以上の表彰に係る記念品代です。18節負担金、補助及び交付金の埼玉県市町村総合事務組合負担金は、こちらも職員の人事異動等に伴うものです。

続いて、3目施設整備基金費、24節積立金は、歳入で説明申し上げましたとおり、施設整備基金に係る預金利子を基金へ積み立てるものです。なお、本補正後の当該基金残高は12億7,236万2,591円

です。

7 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目清掃総務費207万5,000円は、施設課職員の人件費で、4 月 1 日付の人事異動によるものです。

3 目建設推進費1,449万8,000円は、建設推進課職員の昇格等に伴う人件費のほか、10節需用費は来年度早々に住民説明会を予定するに当たり、この説明会のご案内を前回の住民説明会と同様に中部環境センターだより特別号でご案内したいことから、それに係る経費をお願いするものです。なお、2回目となります住民説明会は、令和6年度中に説明会のご案内をさせていただき、令和7年度の早い時期に説明会を開催いたしたく補正をお願いするものです。

12節委託料は1,320万円です。このうち地盤技術解析業務委託料は、建設予定地の盛土工事について現状を調査した上で、より効率的な工法を選定するための調査業務に要する費用です。なお、この業務委託は、よりよい盛土工法を選択するために必須であり、令和7年度当初予算でお願いする予定でした。しかしながら、今年に入り国から循環型社会形成推進交付金、これの取扱いについて通知があり、その主な内容は、令和10年度以降に当該交付金を活用し、新たな施設建設に着工する事業では、これは工事に着工するという事です。施設規模に応じた補助対象事業費の上限額が適用されるというものです。この場合、同じ事業を行ったとしても、令和10年度以降の着工では、令和9年度の着工と比較して交付金の額が減額となることが予測されます。このようなことから、本組合では当初のスケジュールどおり、令和9年度に確実に盛土の工事を着工できるよう、盛土工事を設計するに当たり、必要となる本業務を半年間前倒して発注したいことから、ここで補正をお願いするものです。

次に、広報特別号配付業務委託料は、住民説明会に係る中部環境センターだより特別号、これの配付委託料です。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑はございますか。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 それでは、1点質問させていただきたいと思います。

7 ページになります。3 款衛生費、1 項清掃費、3 目建設推進費の中で12節の委託料の地盤技術解析業務委託料について伺いたいと思います。今事務局の説明によりまして、補正で対応する理由について説明がありましたけれども、この交付金の関係だということでご説明の中にありましたけれども、この地盤技術解析業務の予定実施期間、いつ頃を予定されているのかというところをまず伺いたいと思います。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 今回補正をお願いしております業務の実施期間、いわゆる工期ということになると思いますが、ここで補正を承認していただければすぐに発注をし、年度内に完成をしたいというふうに予定しております。

以上です。

○金子雄一議長 杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 年度内ということは令和6年度ということでしょうか。今私も質問をちょっと予め考えてきたのですけれども、かなりご説明の中でありましたので、そこを省いて質問させていただきたいと思うのですけれども、工事の着工、すぐに発注して年度内にという今ご答弁がありましたけれども、交付金の減額、令和9年度までに着工しないと交付金が減額をされるというふうなご説明がありましたが、具体的な金額、予測をされるというご説明でもあったのですけれども、交付金もし仮に令和10年度以降、工事着工になった場合、どれぐらいの交付金の減額が影響額として考えられるのか伺いたいと思います。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 影響額ということでご質問いただきました。

現時点では、まだ正確な費用が出ておりませんので、この金額については建設検討委員会の中で概算で試算をさせていただきました費用を用いまして、この金額についての調査研究がなされました。あくまでも概算の費用ということが前提での調査研究でございましたけれども、その中で影響額については事業費ベースで約57億円というふうな数字が出ております。

以上です。

○金子雄一議長 杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 事業費ベースで57億円交付金が減額となるという認識でよろしいですか。影響額、ごめんなさい。もう一回、そこだけ最後伺って、減額になる可能性があるかと。9年から10年に実施をした場合、影響額として見ているので、そのような認識でいいのかなと思うのですけれども、一応確認の意味で伺いたいと思います。

以上です。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 金額について、減額になるというふうなことについての確認ですけれども、事業費ベースで57億円というふうな影響額ということですので、これを補助金額に換算しますと、これは本当に概算中の概算になりますけれども、3分の1の部分と2分の1の部分がありますので、国庫金レベルでは約20億円程度の減というふうなことが予測できます。

以上です。

○金子雄一議長 ほかには質疑はございますか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 ただいまの質問に関連して行います。

先ほど20億円と57億円ということでしたが、この令和9年度と令和10年度では違う。では、よく分からないのですけれども、総額で57億円ではなくて、盛土の工事全体がこのぐらいかかるということなのかどうか。41億円という数字もいろいろ出てきているのですけれども、盛土の工事そのものが幾らで、影響額が20億円でいいのかどうか、確認します。

それと、そもそも今循環型社会推進基本計画というのが出されているのです。ですから、本来交付金の割合というのは減らすはずがない。そもそももっと交付金の割合を増やすのが国の方針だと私は考えますが、令和9年度と令和10年度で先ほど説明がありました、なぜ減らすのか、国は。私は、そこら辺が一番問題だというふうに思いますので、なぜ国は交付金の割合を減らそうという通知があったのかを伺いたいと思います。

それと併せて、すぐさまやると言いますけれども、先ほど一般質問の中でありましたけれども、今後鴻巣市に基本的に農振除外、青地から白地にするためにやって、都市計画決定をして、その後含めた用地買収を進めるというふうになると、一つ一つの手続を進めていく上では令和9年度と令和10年度の差というのも含めたきちっとした手続がうまく完了する見通しがあるのかも含めてお答えいただきたいと思います。

以上です。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 ご質問を4点いただきました。

まず、令和9年度と令和10年度での金額の違いについてということで、57億円が盛土とどういう関係なのかというふうなことだったと思いますが、この57億円については盛土云々ということではなく、これは令和9年度に工事に着工するのと、令和10年度で工事に着工するのでは、全体の影響額として57億円、補助対象事業費額が少なくなりますということです。それを先ほどあくまでも概算ですけれども、国庫金にすると約20億円ぐらいになると思いますということで説明させていただきました。

それから、盛土については41億円ということで、これも建設検討委員会での数字が出されていますが、これも概算のレベルの中での数字でありますので、この額を算出するに当たってはオーソドックスな工法を想定しての金額、41億円ということになります。

それから、令和10年度以降の工事着手では交付金が減るということは、どういう理由で減額になるのかについてですが、これについては国のほうでも金額が非常に大きい補助金になりますので、額の設定、上限の設定がないと、なかなか見通しを立てるのが難しいというふうなことがあるのではないかと推測をしております。特にこういうことというふうなことが具体的に話では来ておりませんが、幾つかの話の中では、事業費があまりにも高騰してしまっている、そういう中でやはり設定が必要だというふうなコメントもあったところでございます。

最後に、令和9年度に着工していきたいということだが、そこに行くまでの手続については見通しがあるのかについてですが、それについては効率的に、そして適切に進めていきたいということで考えております。先ほどの一般質問の中でも答弁を申し上げましたけれども、スケジュールに関して今の段階で特に大きな課題ということはありません。着実に進めていけるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 分かりました。では、この57億円の影響があるということですか。

では、3分の1の交付と2分の1の交付の部分があるというふうにお答えになりました。では、元の数字は幾らなのか。711億円という数字もあれば、716億円という数字もあります。ですから、全体の数字の中から3分の1、2分の1、57億円というふうな数字が出されていると思います。では、全体像、この事業の全体像の数字は幾らになるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

それと併せて、物価高騰、資材が高騰している、とりわけ人工の人も土曜日はきちっと休むということも含めれば、建設期間なども長くなるというふうに思いますが、先ほどのちょっと申し訳ないのですが、いわゆる環境省からの通知文書の中には、どのように減らす要因について書いてあったのか。もし正確に分かればこういうことかと。特に物価高騰の中で建設資材も上がっている。これから全体には40年経過するごみ処理施設というのは全国的にも進むと思うのです。ですから、そういう点からいうと、この組合としては減らさないで、ぜひ環境省に必要な部分だから確保してくださいという働きかけも私は組合として必要だというふうに考えますが、管理者はその点どのようなアクションを持たれるのかを伺っておきます。

以上です。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 今回の影響額に関しての全体の事業費はどれくらいの数字になるのかというご質問でございます。

建設検討委員会で概算事業費ということで調査研究をしております数字で申し上げますと、まずこの費用に関して対象となるのは、施設整備費と、それから造成費になります。全部で463億円という試算が出ております。なお、この数字については、メーカーアンケートから拾っている数字でございますが、そのメーカーも会社によって非常に大きな差がありますので、その平均値ということで試算しております。この463億円をベースにした中で、3分の1の部分と2分の1の部分がありますので、その辺を現段階で計算した結果、このような数字ということでございます。なお、このほかに運営費として、1年間に約12億円という数字も示されておりますが、あくまでも概算でございます。

それから、2点目のこの通知が国のほうから来るにつけて減額をすることについてどういうコメ

ントがあるかということですが、読み上げさせていただきます。今後の新たな施設整備に当たっては、処理量減少や施設の集約化など、将来の見通しに即した施設規模の適正化や施設規模に応じた施設整備コストの最適化を推進するための中長期を見据えた対策が必要となる。こういう考え方の基で、このような対応がなされるということでございます。

以上です。

○金子雄一議長 管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、竹田議員のご質問にお答えさせていただきます。

交付金の減額についての管理者の見解でございますけれども、この通知に関しては当然前触れもなく来ました。交付金を受ける立場としては、竹田議員おっしゃるとおりでございます。今後におきましては、私は町ですから町村会、あるいは並木、三宮両市長におかれましては市長会、こういったところを通じながら埼玉県、そして国のほうに機会がありましたら、この部分につきましてはぜひとも現行どおり進めてほしいという要望はしていきたい、そのように考えております。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 本体工事が463億円というご説明がありました。

ちょっと古い話をして申し訳ないのですけれども、鴻巣、行田、北本でつくっていた、白紙になったときの本体工事は、設計建設費も含めて331億円ですから、今回の工事をするに当たり、本体工事は約130億円も費用がかかる建設計画だというのが分かります。そういう点からいうと、先ほど何で国は減額というか、減らすというふうに持ってきたかという、やっぱり一番はごみ量を減らすと、コンパクトな施設にする、そして広域的にやるということも含めて、全体としてはごみ処理に係る費用というのはなるべく減らすという方向かなと私は受け止めました。

そういう点からいうと、いわゆる白紙になった331億円の本体工事から比べれば、130億円も今試算されている工事費というのは、幾ら資材が高騰したからといっても130億円もなぜ費用が余分にかかる、余分というのは失礼ですね、費用が130億円も多くかかるかというのは大変疑問であります。そういう点からいうと、施設工事の本体工事の部分については、本当にしっかりと建設検討委員会の皆さんが検討させていただいているというのは私はリスペクトしますけれども、この点ではどう考えるのか。ちょっとごめんなさい、比較するものが悪くて申し訳ない。悪くてというか、比較する数字が鴻巣、北本、行田で進めていたときの本体工事331億円から比べてちょっと多いものですから、私は非常に衝撃を持って受け止めましたので、その点はいかがか、ちょっと考え方を再度示していただきたいと思います。

○金子雄一議長 宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、お答えを私のほうからさせていただきますけれども、ぜひお願いをしたいのですけれども、先ほど事務局長がおっしゃったように、現在はメーカーアンケートでの平均

値ということでお示しをしております。この数字が独り歩きを、前回の3市で取り組んでいたときにも造成費ですとか工事費が独り歩きをしたような懸念もあったようでございますけれども、ぜひとも議員各位におかれましては、今日のこの質疑の段階でどういった数字で事務方から提示がなされたかということを確認をしていただきたいというふうに思っています。その上で、現在、建設検討委員会で基本計画を答申に向けてご議論いただいておりますので、その辺につきましては正確な数字が出た段階で、これは議員の皆様にも当然ですけれども、2市1町の市民の方、町民の方にもお示しをするべきであろうというふうに思います。

また、過去の数字を竹田議員のほうからお示しがございましたけれども、その時期と、また今の時期では、これはごみ処理場建設のみならず、あるいは庁舎の建設をしているところもあるように存じていますけれども、様々なところが当初組んだ予算では足りずに補正予算を組んでいるということの状況もありますので、しっかりとこの辺の数字をつかみながら、しっかりと説明ができるようにしていきたい、そのように考えております。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑ありますか。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番、桜井卓です。管理者に答弁をしていただいて、また細かい話になって恐縮なのですが、同じく地盤技術解析業務委託について、今年度中にこれを実施するというところで、まずは業務の詳しい内容です。恐らく地盤解析というものなので、ボーリング調査などを行って、地盤の状況を踏まえた上で、そこに改良工事を加える必要があるのかとか、どういった形で盛土をしていったらいいのかというような、そういうところまで提案していただくような業務なのかと思いますけれども、そこで間違いないのか。

それから、この解析業務を行った後のスケジュールになるのですが、検討委員会のほうで示されているのは、造成工事に関しては本体工事に先立って盛土だけ行うということで、現状では令和8年度に設計を行う。令和9年度から工事に着工するというようなスケジュールが示されております。そうしますと、この設計の段階で予算計上が令和7年度中に見積もりを取って、令和8年度の当初予算に計上するのかなとは思いますが、そうしますと何も慌てて解析業務をやらなくても、来年度でも間に合うのではないかなと思うのですが、この解析業務を行った後、どのような業務が入ってくるのか、設計まで。それについて教えていただきたい、説明をしていただきたいと思います。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 2点ご質問いただきました。

1点目、地盤解析業務の内容であります。この業務に関しては敷地内に計画している盛土の軟

弱地盤の解析を行いまして、最適な工法を選択する、こういうことがまず目的になります。具体的な作業ですけれども、現地踏査、これを行い、地形等を観察する。解析の基本条件の整理、検討のための基礎資料としてその現地踏査の内容を用います。そして、その基礎資料を用いて、現況地盤解析として、荷重をかけた場合の地盤破壊、地盤変形、地盤圧密、こういったものを計算して、それを基に技術的な面から工法の選定をしていきます。この選定によって、工法が1つではなく、複数上がることが想定されます。その中からさらに経済性、施工性、安全性、そういったものを考慮しながら、最適工法を決定するという、そういうプロセスになります。

それから、もう一点、スケジュールからいつ令和7年度でもよいのではないかという今お話でございしますが、当初はそうに予定しておりました。しかしながら、国のほうの通知からどうしても遅れることができないという状況、遅ればそれだけ費用がかさむということがはっきりしましたので、できることは早くやっておきたいという事務局の考え方でございます。何か不測の事態が生じて時間がかかることもありますので、安全を見て、ここで発注できる状況でありますので、ぜひお願いできればというふうに考えています。

以上です。

○金子雄一議長 管理者。

○宮崎善雄管理者 この補正予算の関係でございします。私も議員をやった立場ですので、これを補正で出さずに、私は当初でという話を正直指示をしました。やはりこれは補正で出すべきではないだろうと。しかしながら、先ほど事務局長が言ったように、万が一遅れを取ったときには、これは組合のみならず、構成する市町の大きな損失につながってしまいますので、それは避けなければいけない。そういったことから、今回補正予算でお願いをした、そういった経緯でございします。よろしくお願いいたします。

○金子雄一議長 ほかにございしますか。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 同じところなのですけれども、1点だけ質問させていただきます。

言わば前倒しで事業、いわゆる設計について行われるということにつきましては理解をいたしました。ほかのスケジュールには影響がないということでもございましたけれども、例えば用地買収についてはもう令和7年度から始まるという状況でもございましたけれども、令和6年度中には解析業務にかかるということでもあります。ほかのスケジュールには何ら影響がないということでもございましたが、本当にそうなのか。関係があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 そのほかのスケジュール等の兼ね合いということでございしますけれども、まずこの盛土の工事につきましては、本体工事とは別に発注をさせていただく予定であります。そういった面では、本体のほうのスケジュールよりも早く進めることができますので、全体の工事の面で

は特に支障はない状況です。

また、用地買収等との兼ね合いでございますが、これについては農振除外であるとか、あるいは都市計画の関係の手續が終わりませんと用地買収に入っていけませんので、そういった事務が完了したらすぐに着手できるような形を取っておきたいと思っております。特に支障はありません。

以上です。

○金子雄一議長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 それでは、これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○金子雄一議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第9、議案第7号 令和5年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 先ほど議案調査の中で、10、11ページのところの有価物売却収入について質疑したところ、前年度に比べて金額が減ったのは量が減ったからということで、294.60トンから、令和5年度が266.86トン、27.74トン減ったという説明をいただいたのですけれども、この減ったものの内訳、具体的にシュレッダー鉄や長物鉄、アルミやステンレスについての内訳についてご説明をいただきたいと思っております。この点についてが1点。

それと、13ページのところで国庫支出金のところで循環型社会形成推進交付金というのが歳入で入ってきています。これは、交付率が2分の1なり3分の1なりとあるかと思えますけれども、基になっているものがどれなのか、金額が幾らなのか、その点についてお聞きしたいと思います。

〔「暫時休憩お願いします」と言う人あり〕

○金子雄一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時41分

○金子雄一議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。

事務局長。

○藤倉 聡事務局長 大変失礼いたしました。それでは、それぞれの有価物について、4年度と5年度の比較を申し上げさせていただきます。

量の比較になりますが、まずシュレッダー鉄ですが、4年度が147.32トン、そして5年度が147トンです。次に、長尺鉄、4年度が95.1トン、5年度が71.21トン、次にスプリングですが、4年度が12.2トン、5年度が12.12トン、ドラム缶が4年度は0.17トン、5年度が0.1トンです。モーターは、4年度が0.85トン、5年度が0.92トンです。さらに段ボールは、4年度が5.12トン、5年度が4.83トンです。コード類については、4年度が4.31トン、5年度が4.9トン、それからステンレスが4年度が1.12トン、5年度が0.81トン、アルミニウムが4年度が7.89トン、5年度が7.96トン、主なものは以上でございます。

それと、2点目の国庫金の対象事業でありますけれども、これは基本計画策定業務委託、それと環境影響調査、この2点が対象になっております。

以上です。

○金子雄一議長 湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 ご丁寧にたくさんお答えいただきまして、ありがとうございます。アルミ、ステンレスが多分なかったのですけれども。

議案調査の中で、シュレッダー鉄、あるいはアルミ、ステンレスについての単価についてご説明をいただきました。今スプリングですとかドラム缶、モーターや段ボールなどについてまでご説明わざわざいただいたのですけれども、そちらについての単価の変更というのは大きくあったのかなかったのかだけ、それだけお聞かせください。

〔「すみません。議員さん、シュレッダー鉄とアルミとステンレスでいいのですか」と言う人あり〕

○10番 湯沢美恵議員 それは先ほど聞いた。先ほど説明いただいた。それ以外のモーターとか段ボ

ールとかドラム缶などの単価の変更が大きくあったかなかったか。

〔「モーターと段ボールと何ですか」と言う人あり〕

○10番 湯沢美恵議員 ドラム缶。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、単価の推移についてお答えさせていただきます。

キロ当たりの単価になります。まず、令和3年度についてはドラム缶が前期が15円、それから後期が22円です。4年度は前期が40円、後期が30円、5年度は前期が33円、後期が35円でありました。モーターについては、令和3年度の前期が14円、それから後期が22円、それから4年度は前期が40円、後期が30円です。5年度は、前期が37円、後期が30円です。段ボールについては、3年度前期も後期もキロ当たり0.5円、それから4年度については前期が0.1円、後期が1円です。5年度は、前期が0.1円、後期が1円、以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑はございませんか。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番、桜井卓です。先ほど細部説明で質疑した内容となりますけれども、改めてお聞きします。

行政報告書のほうの3ページです。3款衛生費、1項清掃費、2目の塵芥処理費の需用費の中の修繕料についてです。令和5年度の当初において予定されていなかった修繕工事について、どの程度のものがあつたのかということ。

それから、この行政報告書の中には1号灰押出装置修繕から、その他修繕の前、ごみクレーンバケット修繕までいろいろと書いてありますけれども、この中で突発的に必要になった修繕があるかどうかについてお答えください。

それから、もう一点は、令和5年度当初には予定していたのだけれども、令和5年度中には実施できずに先送りになっているような修繕があるかどうか、お答えをください。お願いします。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、3点ご質問をいただきました。

まず、継続的修繕の関係については全部で11件、全て予定どおり実施いたしました。

それから、突発的修繕、いわゆる緊急修繕でこの行政報告書に記載があるかということでございますけれども、2つ、この中にございます。修繕料の一番下の項目になりますが、2号ボイラ水管及び水冷ジャケット修繕616万円、これとその次のごみクレーンバケット修繕495万円、この2点については突発修繕でございます。

それから、予定していたけれども、できなかったもの、それはございません。

以上でございます。

○金子雄一議長 桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 すみません。突発的修繕の全体の件数と、あと金額についてもご説明ください。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 突発的修繕については、全部で20件ございました。金額につきましては2,150万4,791円でございます。

○金子雄一議長 ほかに質疑ございませんか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 何点か質問します。

まず、21ページの塵芥処理費の建設推進費の新たなごみ処理施設等建設検討委員会で、行政報告の21ページを見ると16人で6回やりましたということでした。この中で、先ほど私が一般質問しました。いわゆる地域住民説明会を何回やったのかということ、4回行ったということでした。ほかに管理者に対する意見とか、それから要望などもごみ処理施設問題を考える会とか、様々な団体から意見や要望が出ていますけれども、こうした地元説明会、地域住民説明会の中で出された要望、意見というのは、どのように建設検討委員会に反映していったのか。先ほど地元協議会が27名で5回やっていると、9月4日に要望書が出されたとの、その内容についてはきちっと反映するようにしたいというふうにお答えになれますか。地元協議会はもちろん組合が設立した正式な協議会ですので、それはそうとしても、27名でやっているわけで、そういう点からいうと圧倒的多数の市民から出された意見、要望は、この建設検討委員会にどのように反映していったのかを1点目に伺います。

それから、ごみ処理施設整備等建設検討委員会の中で環境影響評価など、これからすると思うのですけれども、先ほどとの関係でいうと、手順がちよっと違うのではないかと。環境影響評価を行ったりとか、あと地元協議会の中からも盛土にすると周りに影響があるのではないかというふうな話もされています。そういう点からいうと、やっていく手順と昨年度の進めてきた事業との関係でどうなのか、環境影響評価との関係でどうなのかということをお聞きします。

3点目が、決算の中でしか言う機会がないので、来年度の予算編成にも決算の内容というのは影響しますので、申し上げますが、4階の議場の女性用のトイレは和式が2つなのです。先ほどつえつた女性の方が傍聴にいらっしゃっていました。和式のトイレで大丈夫ですかというふうにお声かけをしました。そういう点では、どういう方が見えるか分からないことを考えたときに、2032年に新たなごみ処理施設を稼働する。あと8年あるわけです。そういう点で、4階の男性用はよく分かりませんが、女性用のトイレはせめて洋式化、1個だけでもするとか。2個するのも含めて工事をすることが可能なかどうか、今度の決算の中から来年度予算にその部分を反映できるのかを伺っておきたいと思っております。

それと、製本費ですけれども、例規集は2年に1遍ずつ製本されるのです。途中で条例改正にな

りますけれども、された場合、このまま中には入らないのです。先ほどの17ページの委託料の中で例規集データベース管理委託料というのが計上されています。74万2,500円ですけれども、この中で例規集データベース管理委託料の中だけで例規集を製本する必要がないのではないかというふうに思います。そういう点では、もちろんネットで調べればこの部分が分かりますので、この部分を正式にきちっと上げながら、データベースで管理できるようにならないのかどうかを含めてお聞きしておきます。

以上です。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 それでは、4点ご質問いただきましたので、お答え申し上げます。

まず、地元の要望等、あるいは住民説明会での内容など、建設検討委員会にどのように反映をしているのかということでございますが、建設検討委員会は諮問に応じて調査研究をしていただく委員会でございます。今回の諮問の内容は基本計画の策定についてでありますので、基本計画の策定、いわゆる施設を造るということの在り方について、この地元要望の関連があるものについては、事務局がそれを集約しておりますので、資料の中にそれを反映したり、あるいは報告をしたりということでございます。特に今回建設検討委員会で地元との関係の中で関係の深いものはエネルギー利用でありました。それについては、地元の方のいろいろな意見をお聞きしながら、建設検討委員会では個々の施設がどうこうということではなくて、エネルギー利用全体がどうあるべきかということについて調査研究をいただいている状況でございます。

地元要望の中でも施設の外のこと、あるいは周辺の道水路の関係については、建設検討委員会の諮問の以外の部分でございますので、そういうことについては特に建設検討委員会に申し上げてはおりません。

次に、環境影響評価などの手順について、今回の委託とどういう関係があるのか、あるいは手順に問題があるのではないかとございまして、環境影響評価は、まず事前の何も手をつけていない今の状態がどうかということ調査し、それに対して建設をやっている最中でどういう変化が起きるか、あるいはその完了後にどういうふうな影響があるのかということ予測しつつ、その中で対策を講じていくという内容のものであります。手順等に問題はございません。

次に、和式のトイレの関係でございますが、今までそういった要望をいただいております。施設が非常に古いということもあって、そこに投資をしていくということもなかなか難しいところもあると思いますけれども、今洋式は1階にございます。1階に行っていただくようお願いをしておりますけれども、それでどうしても不便だということであれば、検討する必要があるかなというふうに考えます。

最後の例規集の製本に関してですけれども、これは組合の職員だけで使用するということではなくて、議員さんがお使いになるものですから、そういう中で協議をしていければと思います。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、確認です。

先ほどいろいろ要望が出てきたけれども、エネルギー利用に関する部分は諮問した内容の中でできるのではということ。だから、逆に言えば、諮問以外のものは報告していなかったという受け止めでよいのかどうか、この点を確認します。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 先ほども申し上げましたが、建設検討委員会は諮問の内容に応じてそれを調査研究し、答申をしていただく組織でございます。諮問以外のことについては、特にこちらから建設検討委員会のほうに申し上げてはおりません。

以上です。

○金子雄一議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 中間答申が出されて、いわゆる循環型社会の中で市民、町民に親しまれる施設を造りますというふうに書いてあるにもかかわらず、逆に言えば諮問した以外のものは反映しないということは、市民、町民に親しまれる施設にならないのではないかと私は考えますが、この点いかがでしょうか、お答えください。

○金子雄一議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 施設が市民、あるいは町民に親しまれるというような文言ですけれども、当然施設の中のことは建設検討委員会で協議をしていただきます。要望、あるいはそのほか市民、町民の方の意見について、それが施設に関係することであれば、当然建設検討委員会には報告をしております。そうでない、ただいま申し上げましたそれ以外の部分については、報告をしていないというふうに申し上げました。

以上です。

○金子雄一議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 基本的な予算執行に当たり、建設検討委員会が6回、16人で開かれています。先ほどの中で説明会を4回やったが、施設建設に関する以外のもの、諮問した内容以外のものについては反映していないというのが事務局長のお答えでした。しかし、どんな意見であれ、市民の意見を聞きながら、循環型社会にふさわしい市民、町民に親しまれる施設にするには、いろんな角度

から検討する必要があるというふうに私は思います。ですので、検討委員会そのものの開催を求め
てはいないのですけれども、やっぱりその内容について問題があると指摘し、反対といたします。

○金子雄一議長 次に、賛成討論ありませんか。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番、桜井卓でございます。

令和5年度一般会計歳入歳出決算についてですけれども、まず歳入について、繰越金について事
務的な誤りがあって、今回予算と決算の間に差額が生じた点については注意をしていただきたいな
と思っています。

それ以外、特に歳出につきましては、定められた予算に従いまして適切に執行されたものと考え
ております。違法な支出というものもないものと考えますので、認定が妥当と考えております。

以上です。

○金子雄一議長 続いて、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○金子雄一議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり認定されました。

◎議案第8号の説明、採決

○金子雄一議長 日程第10、議案第8号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてを議題
といたします。

管理者より議案第8号の細部説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、議案第8号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について説明
を申し上げさせていただきます。

令和2年10月からお骨折りをいただいております田中光一監査委員におかれましては、令和6

年10月21日をもちまして4年間の任期が満了となりますので、後任の監査委員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めたいとするものでございます。

当組合の監査委員に山田順司氏を選任いたしたいとするものでございます。住所は、鴻巣市本町5丁目6番20—506号ウィルローズ鴻巣。昭和32年7月28日生まれの方であります。

経歴の概要を申し上げますので、議案の裏面をお願いいたします。昭和52年4月に関東信越国税局へ入庁され、平成25年7月からは課税第二部資料調査第二課長、調査査察部資料情報課長等を経て、平成28年7月に関東信越国税局大宮税務署長を歴任され、平成30年7月に退職をされました。退職後は、税理士事務所を開業され、令和3年7月から北本市の代表監査委員に就任をされ、現在に至っております。

以上、山田順司氏の経歴の概要を申し上げさせていただきましたが、ご同意のほどお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○金子雄一議長 説明が終わりました。

本件につきましては人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○金子雄一議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで山田順司氏の入場をお願いいたします。

〔山田順司氏入場〕

○金子雄一議長 ただいま監査委員に選任されました山田順司氏から発言を求められておりますので、許可いたします。

○山田順司監査委員 皆様、こんにちは。ただいま監査委員の選任同意議案をご承認いただき、監査委員に就任することとなりました、鴻巣市在住の山田順司と申します。

微力ではございますが、埼玉中部環境保全組合の安全、公正、そして効率的な事務運営が図られますよう、お力になればと考えておりますので、前任の田中税理士同様の皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

貴重なお時間を頂戴し、甚だ簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○金子雄一議長 どうもありがとうございました。よろしくようお願い申し上げます。

〔山田順司氏退場〕

○金子雄一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時20分

○金子雄一議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○金子雄一議長 日程第11、請願第1号 新たなおみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書を議題といたします。

これより紹介議員から細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

紹介議員であります竹田悦子議員から趣旨説明を求めます。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 請願第1号 新たなおみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書。

令和6年9月17日提出。

埼玉中部環境保全組合議会議員、金子雄一様。

請願者、ごみ処理施設問題を考える会。

氏名、住所、電話番号の順で読み上げていきます。代表世話人、諏訪晃治、鴻巣市赤見台3—2—7、0485969440。代表世話人、杉田仙太郎、北本市下石戸下599—5、0485911467。代表世話人、齊藤嘉宏、比企郡吉見町古名203、0493540024。

請願賛同者623名。その後、10月11日、278筆の署名が追加提出されたことをご報告いたします。

紹介議員、竹田悦子。

喉を痛めておりまして、お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦いただきながら、提案説明をさせていただきます。

件名1、新たなおみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書。

2、要旨、「新たなおみ処理施設等整備基本計画の策定に関すること」の中間答申が令和6年3月27日に提出されたが、多くの重大な問題がある。

このため整備基本計画の素案に今回の中間答申の内容をそのまま盛り込まないこと。

そして、新たなおみ処理施設等整備基本計画の策定に当たり、以下の事項を踏まえ抜本的な見直しと再検討を求める。

3、理由、次の理由により、新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に当たり、抜本的な見直しと再検討を行うことを求める。

(1) 鴻巣市、北本市、吉見町はいずれも脱炭素社会の実現を目指すため、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言している。また、新たなごみ処理施設整備の基本理念で、「地球に優しい『循環型社会』、『脱炭素社会』を目指し、市民町民に親しまれる施設づくりを進めます」としている。

しかし、今回建設検討委員会から出された中間答申では、主要な処理施設を可燃ごみ処理施設（焼却【ストーカ式】）を候補とする）とし、紙類や有機物を燃やさないリサイクル処理施設などについては、候補としてその検討の選択肢からすべて排除している。これでは2市1町における地球に優しい「循環型社会」や「ゼロカーボンシティ」の2050年までの実現は“絵に描いた餅”と言わざるを得ない。また、新たなごみ処理施設等整備の基本理念にも反している。

(2) 中間答申で示されたごみ処理は、燃やすごみが1日147トンに対して、リサイクルされる剪定枝は1日4.1トンとしている。比率にするとそのほとんどの97%以上は燃やし、リサイクルするのは、3%に達しない。

新しいごみ処理施設は、これから30年以上も使用することになる。現在の計画は「ゼロカーボンシティ」宣言に反し、気候危機をさらに進め、地球沸騰化に加担するようなごみ処理施設を市民・町民の多額の税金をかけてつくることになり、次世代に大きな禍根を残すことになる。

(3) 新たなごみ処理施設等建設検討委員会は、生ごみの堆肥化、飼料化、トンネルコンポスト、ハイブリッド化、紙おむつや廃食油（BDF化）のリサイクルなどの方式を補助的な処理施設とし、十分な検討を行うことなく不採用としているが、大きな問題である。

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することができる。そのために国（環境省）が定めた「循環型社会形成推進基本法」には効率的な利用と廃棄物の削減を目指し、以下のような方針を示している。

・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進：廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進する。

・資源循環の強化：資源のライフサイクル全体での効率的な利用を図る。

・地域循環共生圏の構築：地域での資源循環を促進し、地域の自立と活性化を目指す。

現在の中間答申は、これらの国の方針に明らかに反している。

また、施設整備の基本方針の「方針2 限りある資源やエネルギーの有効活用を図り、地球に優しい施設」とも矛盾するものである。その原点に立ち返り時代に適した循環型のリサイクル方式の処理施設の検討を改めて行う必要がある。

(4) 中間答申では、郷地安養寺の5.8ヘクタールの土地を建設予定地としているが、建設予定

地として相応しくない場所と言える。そもそも後背湿地であり、しかも周辺と比べても極めて低い土地である郷地安養寺を建設地とした場合、不要で必要以上の経費（土木工事費、周辺整備費）が増える問題についてはこれまで幾度か指摘されてきたことであるが、この点を真摯に検討された形跡がない。

昨今の建設資材の高騰や人手不足などによる建設費用の増大が懸念されている。郷地安養寺に建設すること自体が整備の基本方針「方針4 経済性と効率性を勘案した施設」にも反している。

また、近年の異常気象による自然災害の激甚化などを鑑みると、周辺への浸水が予想されている地域に位置しており防災上の観点からもごみ処理施設の予定地としては大きな疑義があると言える。懸念する住民も少なくない。

(5) 予定地とされる郷地安養寺や近隣の住民から建設候補地の白紙撤回を求める126筆の署名を提出している。それにもかかわらず地元の承認を得たとしているのも事実反する。建設予定地を決定する上では、周辺住民の合意を得ると埼玉中部環境保全組合の事務局は何度も明言している。さらに、周辺住民から説明会を開いてほしいという要望に未だ応えようとしていない。こうした要望にも応えず、どのようにして周辺住民と合意を得るのか。何回でも説明会を開き、住民・市民・町民との合意形成を得る努力をすべきである。

このまま地域住民や市民の意向や意見を顧みることなくすすめるのでは、「地域に優しい『循環型社会』、『脱炭素社会』を目指し、市民町民に親しまれる施設造りを進めます」としている施設整備の基本方針にも反することになる。

これらの理由から、新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定にあたり、抜本的な見直しと再検討を求める。

以上です。議員の皆様の慎重な審議の上、ご採択くださいますようお願い申し上げます。

○金子雄一議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑のある方。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 では、紹介議員に何点か質問をさせていただきます。

請願書の署名につきましては623名ということでございましたが、その後追加があり、901名ということになりますでしょうか。その内訳を伺います。特に地元住民の意向が大切であるというのは紹介議員も先ほどの一般質問の中でも繰り返しお話をされています。建設予定地及び周辺地域である郷地安養寺、笠原地域の皆様がどれだけ署名に参加しているのか、1点目は請願書の署名の内訳、2点目はその中でも郷地安養寺、笠原地域の皆様の可否についてお伺いをいたします。

2点目の質問でございます。請願の要旨では、(1)から(5)までの事項を踏まえて抜本的な見直しと再検討を求めるという内容ですが、特に(4)、建設予定地としてふさわしくない場所と

言えると思いますが、請願者はどこならふさわしいと考えているのか。紹介議員はどのように聞いているのか伺います。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 3点ご質問をいただきました。

まず、1点目の623筆分の署名の内訳ですけれども、鴻巣市内が363人の方です。そして、私も署名を行いました。全部の地域を回れたわけではありませんけれども、100人近くの皆さんが署名に応じてくださっています。ですから、郷地安養寺、笠原をずっと回って、それからあとその地域の皆さんが寄せていただいた署名が100筆近くあります。後で出した278筆の内容については、申し訳ありません。つかんでおりません。

それから、どこがふさわしいのかということです。上尾と伊奈が新たなごみ処理施設を建設するに当たって、公募をしたのだそうです。その公募の中で出てきたところを検討委員会で検討して、そしてやったということですから、広く公募することが本来はふさわしいのではないかというふうに思います。でも、ここまで取りあえず進んでいますけれども、一番は、この場所というのは鴻巣、北本、行田で進めていて白紙になった場所です。その場所が選定されてきたというのは問題があるというふうに思います。ですので、全体としてはみんなで考えればいいのではないかというふうに思います。

私としたら、

以上です。

○金子雄一議長 川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 紹介議員は、請願者の意向をよく把握した上で紹介議員になっていると拝します。今は紹介議員の個人的な意見を述べられたものと思います。請願人の意見を集約したものが、今の紹介議員のお話であるとするならば、私はそこに矛盾を感じます。

今図らずも竹田議員が、この場所は反対だということをおっしゃっていましたが、ずっとこの一般質問の中で、本日も行われたと思いますが、既に竹田議員の話の中で建設予定地という言葉が何度も出ておりました。前回の一般質問の中でも、建設予定地が決まっているのだから、その搬入経路に当たる住民への説明会をやるべきではないかと、急いでやるべきではないかというお話をされておりました。一方では反対、また一方では建設予定地が決まっているのだから、その搬入経路に当

たる人たちに迷惑がかからないように早く住民説明会を行うべきだと、全くこれは矛盾をしていると思います。

紹介議員の真意はどこにあるのか。もしこのことに反対であるということなのか、それとも賛成なのか、この建設予定地は賛成だから、だから搬入経路になる皆さん方のために住民説明会をと言っているのであれば、これは二枚舌と言わざるを得ません。この辺について、紹介議員の考え、紹介議員の考えといえますか、請願者の皆さんとお話をされた上で、そこをまとめて本日来ていらっしゃると思いますので、請願者を代表してというような形になるかと思います。もう一度その見解を伺います。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 建設予定地というのは、いわゆる中間答申でも示されていますので、そのように私は表現しています。

一番は、住民の皆さんがその場所でいいという合意は何にもされていないということが一番問題です。ですから、先ほどの(5)のような表現をしています。私のごみ処理施設問題を考える会の皆さんからご意見を伺ったときには、公募がいいのだと、検討委員会の中で一番ふさわしい場所を検討するべきではないかというふうなご意見でした。それはなぜかという、後背湿地と言われる沼地で、先ほどの補正予算でも出されていましたが、やはり住民が納得した場所でないというのが一番の今回の問題だというふうに思います。ですので、将来に禍根を残すような場所ではいけないよというふうにも書いています。そして、費用もお金がかかるというふうにも書いていますので、そういう点ではこの建設予定地とされている場所については、住民の合意がない、再度検討すべきであるということが、ごみ処理施設問題を考える会の皆さんのご意見です。

私先ほど余分なことを申し上げましたが、その部分はちょっと削除させていただきたいと思ます。—————その場所は削除させていただきたいと思ます。

○金子雄一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時43分

○金子雄一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今竹田さんのほうの第2回目の発言の中で取消しの部分というふうなところの文言がございましたので、そのことについて不明確なところがございますので、すぐに議会運営委員会を開きたいと思ます。お願いします。

議員の方は暫時休憩してください。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時05分

○金子雄一議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員長の報告

○金子雄一議長 ただいま休憩中に議会運営委員会が開かれましたので、その結果につきまして芝寄委員長のほうから報告をお願いします。

芝寄委員長。

○芝寄和好議会運営委員長 先ほど竹田議員の請願の中での質疑応答の中の答えの中で取り消したいという旨が出たところについて議会運営委員会を開いたところ、私的な意見がやはり確認されたということが確認されました。その部分に関しては取消しをお願いするとともに、議長のほうにもそこら辺を一任するというので、まずは削除をお願いしますというふうに決まりました。

以上です。

◎発言の取消し

○金子雄一議長 それでは、竹田議員に発言を求められておりますので、お願いします。

○5番 竹田悦子議員 貴重な時間を申し訳ありません。

先ほどの川崎議員の質問に対しての、私としてはと個人的な回答をしております部分を削除をお願いいたします。

以上です。

○金子雄一議長 どこからどこまでというのはないのですか。分からないのですね。

○5番 竹田悦子議員 すみません。では、私としては先ほどの予定地の話をしておりましたところ、

—————そこから「私としては」の部分を削除をお願いいたします。

○金子雄一議長 分かりました。

今の竹田議員のほうの訂正のほうの内容につきましては、ちょっと不十分な点がございましたけれども、私的な部分についてを削除してほしいということでございますので、これについては皆さんのほうのご意見によって了解をいただくとともに、また内容につきましては議長に誤字脱字とか、内容につきましては一任していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 では、異議なしということでございますので、そのように対応させていただきます。

○金子雄一議長 それでは、今2回目の質問まで終わりましたけれども、3回目、川崎議員ございましたら。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 3回目の質問であります。

建設予定地としては広く公募を行うべきだというのが請願者の意見であると。そのように紹介議員も同調をしているというお話でございました。そうなりますと、今回(1)も(2)も(3)も(5)も関係のない話になってしまいます。(4)につきましては、今回の新たなごみ処理施設等建設検討委員会で検討されて、中間答申が出されたものではなく、第1期の新たなごみ処理施設等建設検討委員会に諮問をされて、そしてそこで決定をし、議会での報告もあり、その結果2市1町の首長の下で決定をされたというのが建設予定地であります。そうなりますと、中間答申云々の話ではなくて、全部最初からやり直せという論調に聞こえます。そういう認識でよろしいのか。

もう一点は、そうした場合、令和14年度に新たなごみ処理施設が稼働しますと、黙っていても50年目を迎えるというようになってしまいます。紹介議員のおっしゃるような最初からやり直せということであるならば、何年施設をもたせるという考えなのか、長寿命を図るという考えなのか、この2点を伺います。

○金子雄一議長 答弁をお願いします。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 この建設予定地については、確かに川崎議員がおっしゃるとおりに、第1回目の建設検討委員会で答申がなされた場所です。

今進めている第2回の検討委員会も、第1回の答申を基に進めているという内容であります。そういう点からも、この前提が第1回の検討委員会の答申を基に今の中間答申が出されてきているという経緯もありますので、この建設予定地と言われる場所については再度検討をすると、ここに書いてありますように、地元の皆さんは全員合意をしているわけではないということもありますので、周辺住民との合意を得る、その場所にしてほしいという努力が必要だというふうに書いていますので、あくまで建設検討委員会で1回目が出されましたけれども、地元住民の方は(5)に126筆の、この場所は白紙撤回を求める意見書を出していますので、合意をしていないということを前提に再度検討委員会で検討してほしいという内容であります。

確かに将来にわたって埼玉中部環境保全組合のところは待ったなしの現状であるというふうには私も受け止めてはおりますが、しかしやはり将来にわたって30年後、50年後にふさわしい処理施設にするには、やはり住民の合意と納得、いわゆる先ほど循環型社会の市民にも町民にも親しまれる施設にするためには、合意と納得が必要だというふうにはこの中には書いていますので、このとおりに理解をしていただきたいと思います。

○金子雄一議長 ほかに。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 それでは、7番、桜井卓です。私のほうから大きく8点ほど質疑をさせていただきます。

まず、1点目です。3番の理由の(1)の中に、「紙類や有機物を燃やさないリサイクル処理施設などについては、候補としてその検討の選択肢からすべて排除している」という書き方をされております。私の認識では、紙類については各市町におきまして資源物として分別収集をして、売却していると考えておりますので、これを一体この請願者の皆さんはどのようにすべきだったと考えているのか、これが一つ目です。

それから、もう一つが有機物については、検討委員会の中では剪定枝についてはもちろん厨芥類、それからごみの燃料化、廃食用油、それからトンネルコンポストと紙おむつ、こういったものについて検討委員会としては検討してきたという認識でいるのですけれども、ここでは検討の選択肢から外れていると、排除されているという書き方をされています。この検討の選択肢から全て排除しているというのはどのような意味なのか、見解を伺います。

それから、大きく二つ目になります。ゼロカーボンシティについてです。(2)の中でゼロカーボンシティ宣言に反しているということで、私の認識としてはゼロカーボンシティというのはまさにシティでありますので、各市町でゼロカーボンシティをしていますので、その中でごみ処理施設だけではなくて、様々な取組によってゼロカーボンに近づけていくということが目標であると考えているのですけれども、一方で先ほど竹田議員は質問の中で、施設単体としてゼロカーボンであるべきだと。ということは、竹田議員の個人的なお考えなのか、それとも請願者の皆さんのお考えが一致しているのか分かりませんが、皆さんのお考えとしてはCO₂の排出を施設としてゼロにすべき、あるいはごみは一切燃やさないようにすべきというようなお考えでいるのか、それともある程度は許容されてしかるべきとお考えなのか、その考え方、ゼロカーボンシティの考え方について伺います。

それから、3点目です。(3)の中です。生ごみの堆肥化、飼料化、トンネルコンポスト云々ということで、補助的な処理施設の検討について書いてあるのですけれども、その下から2行目、十分な検討を行うことなく不採用としているというような書き方をされております。検討委員会の中では、コスト面も含めてかなりしっかりと検討したという認識でいるわけなのですけれども、具体的にはどのような検討をすべきだったと、どのようなところが不十分で、どこが足りなかったとお考えなのか、お考えをお聞かせください。

その次です。同じ部分になりますけれども、請願者の皆さんの中で、今回の検討委員会の中で粗上上げた堆肥化ですとか飼料化、あるいはトンネルコンポストなどの補助的な処理施設、処理方式というのですか、そういったものとか、それ以外のものも含めて、請願者の皆さんとしてこういったものは導入しなければいけないのではないかと、導入すべきなのではないかというような補助的

な処理方式がありましたら教えてください。

5点目です。右側のページに移ります。2ページ目の上から13行目、ポツが3つあるその下になります。現在の中間答申は、これらの国の方針に明らかに反しているという書き方をされております。今検討されている新施設では、製品プラについては分別回収をすると、分別処理をするという方針が決まっています。また、ただ焼却をするのではなくて、熱エネルギーを回収するというのも方針として決定しています。そういった検討をすることによって、国のほうで交付金として支給する循環型社会形成推進交付金、この交付金の交付対象になっているわけです。検討委員会では、国の方針に従って検討して、そしてこの交付金をしっかりと獲得しようということ考えているわけなのですが、これは本当に今の新しい施設の方式というのは国の方針に反しているのか。私は、もし反しているのだとしたら、交付金対象にならないのではないかと思うのですが、その点について見解を示してください。

6点目です。建設予定地につきましては、今回の中間答申ですとか第二次の建設検討委員会ではなく、第一次の検討委員会で検討をした上でまとめられておりますし、第一次の検討委員会におきましても建設予定地を選定したわけではなくて、もっとその前に2市1町の基本合意という形でもう場所は決まっています、それについてその場所で本当に建設ができるかどうかということで検討したのが第一次の検討委員会です。ここに書いてあるのは、(4)の4行目になりますけれども、郷地安養寺を建設地とした場合、不要で必要以上の経費が増えると、土木工事費、周辺整備費が増えるというふうに書いてあるわけなのですが、具体的にどのような部分が不要で必要以上の経費と考えているのか。また、これらの支出を避けるためにどうすべきと考えているのかについて教えてください。

7点目です。先ほどの川崎議員の質疑の中でもありましたけれども、建設予定地の選定からやり直すべきだというような意見かと思えます。そうなりますと、この2の要旨のところにある、基本計画の策定に当たって見直しと再検討を求めるというよりも、さらに前の部分に遡らなければいけない部分になるかと思うのですが、建設予定地の選定からやり直すことによるメリットとデメリットをどのようにお考えなのか、お伺いします。

最後になります。(5)の中に建設候補地の白紙撤回を求める126筆の署名を提出しているとあります。こちらについては、いつどこに提出したものなのか説明をしてください。

長くてすみません。以上でございます。よろしく申し上げます。

○金子雄一議長 では、竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 まず、1点目の紙類はというふうなことですけれども、確かに雑古紙は今それぞれの構成市町で分別してリサイクルしていると思いますが、雑古紙以外の紙は今基本的には焼却しています。ですので、この部分は紙類はというのも含めて、例えば鼻をかんだ紙とか、書き損じた紙などは紙類の中で処理をしているということの受け止めです。

それから、2点目の1番は有機物との関係ですけれども、この検討委員会で検討するに当たっての問題の一番の前提は、先ほど質問の中で明らかになりましたが、諮問された内容については検討しているということでしたけれども、住民から出された意見とか、それから説明会で出されたものについては、事務局は検討委員会に提示していなかったということも明らかになりました。ですので、検討委員会で十分でないということも含めて、専門家も入っていませんし、出された意見なども反映されていないので、問題があるということです。

3点目のゼロカーボンシティについてです。ゼロカーボンシティは環境省の定義では、ゼロカーボンシティというのはCO₂を排出するけれども、併せてCO₂を吸収する森林なども含めたゼロカーボンというふうなことが言われていますけれども、やはり新たなごみ処理施設等建設検討委員会では2050年に向けて、燃やさないということの前提が大事なというふうに思います。

それから、3点目の十分な検討を行うことなくというふうなくだりがありますが、確かにここではいろいろ検討している資料がありますが、専門家として入っているのは1人ですし、もっと専門的な知識を持つ方が入っていないということと、それから市民から出された意見などが反映されていないということで、十分な検討を行うことなくという表現になっています。

それから、4点目のどのようにするのだということでは、堆肥化の問題でいうと、ごみ処理施設問題を考える会では三ヶ山にあります堆肥化にするためのアイル・コーポレーションという施設を見てまいりました。それから、あと併せてトンネルコンポストなどをやっているところなどももっと検討すべきではないかということも含めて、十分検討を行うことなくという表現になっています。それから、どういうものをやるのだということでは、先ほどご説明しましたが、トンネルコンポストとか、それからあと併せて紙おむつの処分についてもかなり民間の企業では研究がされています。そういう点での研究なども必要かなというふうに思います。燃やさないごみ処理施設を進めているところなどは全国にありますので、それらをもっと研究すべきというふうに、ごみ処理施設問題を考える会では話しています。

それから、国の規定に反しているというか、そういう表現でありますけれども、確かに現在交付金が交付されているのは調査研究のための交付金であります。ですから、建設に関わる交付金というのはまだ出るも出ないも分からないわけですけれども、そういう点からいうと、国の方針というのはいわゆる循環型社会、CO₂を削減するゼロカーボンシティとの関係でまだ十分国の方針とは反するという表現になっています。

それから、建設についてですが、今回予定されている場所は白紙撤回になった場所です。そういう点では、最後に書いていますが、(5)のところに書いていますが、地元の住民の合意がまだ十分でないということも含めて、問題があるというふうに書かれていますので、そのとおりに受け止めていただきたいと思います。

あと、不要で必要以上の経費がかかる、どういうことかというご質問ですけれども、この場所は

いわゆる低い場所です。水路が何本もあります。そして、水路が何本も田んぼの中にあるのと、用水路もあります。そういう点からいうと、水路や用水路などの整備なども必要になってきますので、その部分が一つの例としては不要で、本来必要のない整備までしなければならないということがあります。

それから、メリット、デメリット。一番のメリットは、住民の皆さんの合意が得られた場所にすることが一番メリットになると思います。ですので、そして一番いい場所というのは不要な工事をしなくてもいいという可能性もありますので、それがメリットになってくるというふうに思います。

それから、126筆はいつ出したのかということですが、今年の5月、ちょっと期日は明確ではありませんが、予定地とされる郷地安養寺の近隣の皆さんから建設候補地の白紙撤回を求める126筆が5月に出されて、それは管理者宛てに出されています。

以上です。

○金子雄一議長 桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 2点、答弁漏れがございます。

大きな1点目の中で有機物についてです。検討の選択肢から全て排除していることについて、検討委員会では検討していると思いますがということで、全て排除しているというのはどういう意味かということについて答弁が漏れておりました。

それから、もう一点は、大きな7番目ですけれども、建設予定地を選定からやり直すことについてのメリットについてはご答弁いただいたのですが、デメリットです。デメリットがないというお考えであればいいのですけれども、デメリットがあるとお考えであれば、それについてご答弁ください。

○金子雄一議長 今の桜井議員の発言は、答弁漏れだから。再質問ではないです。ということで、お答えください。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 有機物についても専門家の意見を聞いていないというのが、排除されているという内容です。

それから、デメリットについては今後やりますので、確かに建設が遅れることがデメリットかなというふうに思いますが、やはり住民の合意と納得が一番のメリットであると思います。

○金子雄一議長 桜井議員。2回目です。

○7番 桜井 卓議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、大きな1番目、2番目あたりかな、答弁をいただいたときに、専門家が入っていないという答弁をされています。ここの検討委員会では、識見を有する者として1号委員が3名選出されているわけなのですけれども、この人たちは専門家ではないという理解なのでしょうか。特に委員長を務めていらっしゃる荒井委員長と、それから川寄委員に関しては、かなりごみに関しては専門家

だと認識しているのですけれども、その点いかがなのでしょう。

それから、一体何人ぐらいここに入っていれば、専門家が入っているとお考えなのか。私は、これで十分入っていると思うのですけれども、その点について見解を伺いたいと思います。

それから、補助的な処理方式についてです。トンネルコンポストですとか、アイル・コーポレーションのような手法について導入すべきなのではないかという話がありました。検討委員会の検討の中では、特にトンネルコンポストについても検討しております。これに関しては、一番の先行事例は三豊市だと思うのですけれども、こちらのほうでは地域内に製紙工場があって、そこが原料として受け入れて買い取ってくれているとか、あるいは一番最初に造るということでかなり安く実施できたということで聞いておまして、現状で算出しますと、検討委員会では焼却施設だけと比べて400億余計にかかるというような試算が出ています。これについて、当然400億かかってもやるべきだというお話ではなくて、これがおかしいのではないかという、そういうご意見なのだと思うのですけれども、この点について具体的にどうして、我々の検討ではこれだけ金額がかさばるような形になると、あるいは域内に燃料として受け入れてくれる工場等がないということを見ると、導入は難しいのではないかと考えて、今回見送ったわけなのですけれども、どのようにお考えなのか、お伺いします。

それから、先ほどの川崎議員の質問とかぶるかもしれませんが、今回の請願の趣旨としては、検討委員会においても一回検討をし直すということなのかなと思うのですけれども、そういう内容でいいのか。それとも、検討委員会での審査、検討をやり直すというものでなくて、もっと遡って基本構想から、今できている基本構想を、これを策定し直すというところまで遡って、つまり建設予定地を決めたのは基本構想なので、そこまで遡って見直すべきという、そういったお考えの請願ということによろしいのでしょうか。

以上です。

○金子雄一議長 答弁を求めます。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 専門家の問題でいうと、例えばトンネルコンポストについてはトンネルコンポストについてよく研究している、その道のプロパーを特別委員として呼ぶことも含めて、3名というよりも、常に進める場合にはその事案についてプロパー的な人も含めた専門家を含めた検討もすべきではないかということでもあります。やはりそれぞれの道の専門家を呼んで、費用の問題とか、実施している自治体ではどうかとか、そういう専門性を持った人たちも検討委員会に呼んでやることも必要かなというふうに思います。

それから、一番最初に書いていますけれども、要旨として新たなごみ処理施設基本構想の策定に関することとして、このため整備基本計画の素案に今回の中間答申の内容をそのまま盛り込まないこと、そして新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に当たり、以下の事項を踏まえた抜本的な

見直しを検討してくださいと、これが一番の趣旨であります。ですから、皆さんのもちろんやってきたことも、それはリスペクトしますけれども、それと併せて、今回の請願の中身も素案の中にぜひ検討をしていただきたいというのが一番の趣旨であります。ですので、要旨として受け止めていただきたいというふうに書いてあります。そして、理由としては、新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に当たり、基本的な見直しと再検討を行うことを求めた内容でありますので、そのまま受け止めていただきたいと思います。

○金子雄一議長 答弁漏れはありますか。

〔「トンネルコンポスト」と言う人あり〕

○5番 竹田悦子議員 トンネルコンポストについては、検討をしているというのをこの資料を見れば分かります。その中で、本当にトンネルコンポストが今回採用されませんでしたけれども、トンネルコンポストによって生ごみの量が半減するということもありますので、それらも含めて検討すべき内容であったなというふうに思いますので、そういう点での専門家が必要だったということがあります。

○金子雄一議長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

芝寄議員。

○2番 芝寄和好議員 2番、芝寄です。請願第1号 新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書について、本議会に提出された議論の中において幾つか反対理由を挙げ、反対の立場での討論をいたします。

まず、(1)の中で、循環型社会ではゼロカーボンシティの2050年までの実現は絵に描いた餅と述べております。そもそもゼロカーボンシティへの取組は、ごみ焼却だけで目標達成に向けて行うものではなく、民間製造業、輸送業、飲食業、その他全ての業界が努力していくものであって、行政はその先頭に立って進めるものと考えます。新施設建設に関しての公開されている資料や議事録では、脱炭素社会へ向けての環境的視点はもとより、経済性や効率性を含めた総合的な検討が進められているものと考えます。また、施設検討委員会では、検討が不十分という意見がありますが、スケジュールを変更し、追加の検討も行っていることを確認でき、検討が不十分とは当てはまらないと考えます。

次に、(2)の中で、現在の計画はゼロカーボンシティ宣言に反していると述べておりますが、社会生活をしていく上でごみは必ず出てくるものであり、それらは燃やす、リサイクル、または埋め立てる方法しかありません。各市町では、リサイクルはもとより、様々な対策を現在も実行し、

カーボンニュートラルを含めたゼロカーボンシティを目指しているわけであり、地球沸騰化に
加担するようなごみ処理施設と述べておりますが、この文言はあまりにも偏り過ぎた意見と私は考
えます。

また、建設検討委員会では、処理施設の施設規模について、現センターの実績からの推計値を出
し、構成市町の一般廃棄物処理基本計画の目標値に合わせて見直しを行い、規模の縮小を行ったと
聞いております。これは、リデュースやリユースが十分に取込まれることを前提に、できる限り
ごみを減らすといった国の方針に沿ったものと考えます。また、新ごみ処理施設から出る熱エネル
ギーを回収する計画にもなっており、現在の計画はゼロカーボンシティ宣言に反しているという請
願理由に当てはまらなないと考えるところであります。

次に、(4)の中で、建設資材の高騰や人手不足などによる建設費用の増大が懸念されていると
述べておりますが、この部分はまさしくそのとおりで、私も同意見であります。建設材料のほとん
どを輸入に頼っている日本では、海外の情勢等で目まぐるしく単価が変わっています。しかし、今
後建設資材単価や建設労働単価は横ばいすることはあっても、下がることはないと言われており、
私も建設に携わっている者として同調できる意見だと思っています。そのような状況の中で施設建
設を見送りすることは、さらなる建設工事費を考えなくてはならないことを推測することは容易に
考えられると思います。結果的に建設コストだけを考えれば、先送りすることは得策でないと考え
ます。

また、近年の異常気象による自然災害の激甚化などを鑑みると、周辺への浸水が予想されている
地域に位置している。防災上の観点からもごみ処理施設の予定地としては大きな疑義があると言え
ると述べております。ある程度の浸水は想定されている地域であります。現在の中部環境センタ
ーの最大想定浸水深は5.0メートルで、新設する場所は最大で3.75メートルとなっており、浸水に
関しては現在の場所よりは特に心配する要因にならないと考えます。

地震についても、令和4年度の建設検討委員会の検討結果によりますと、ボーリングデータでは
支持地盤ができており、多少の液状化は当然想定されるところでありますが、地震についても特段
心配のするような内容とは考えにくいです。

以上のことから、本請願の建設予定地としてふさわしい場所に当てはまらないという考えに対し
て、本請願の反対討論といたします。

○金子雄一議長 次に、賛成討論ありませんか。

湯沢議員。

○10番 湯沢美恵議員 10番、湯沢美恵。新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願に
つきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この請願につきましては、環境に関わることについて懸念をしているものについてたくさんご指
摘をいただいています。新しいごみ処理施設については基本理念として地球に優しい循環型社会、

脱炭素化社会を目指す市民、町民に親しまれる施設づくりを見据えますということであれば、この間この組合でも視察に行きました生ごみ処理を行っている大木町であるとか、二酸化炭素を再利用している佐賀市などの事例も含めて、様々なことについて検討していくことが必要なのではないかと考えます。

今回この請願が出された背景としては、やはり住民、市民、町民の納得がされていないということから、請願が出されたのではないかと考えるところです。予定地についての問題についても懸念しているという声がかかれておりますけれども、そういった住民の声を真摯に受け止めて、合意、納得、これをするために丁寧に進めていくことが必要であるのではないかと申し上げ、請願につきましては賛成とさせていただきます。

○金子雄一議長 次に、反対討論ありませんか。

川崎議員。

○3番 川崎葉子議員 請願第1号 新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書につきまして、反対の立場から述べさせていただきます。

質疑の中で私はどうしても解せないことがありました。というのは(1)から(5)まで、これは決して同列ではなく、(4)の建設予定地の決定があり、その上に成り立って第二次新たなごみ処理施設等建設検討委員会が開かれているわけがございます。したがって、同列に論ずるべきではないと考え、先ほど質疑をしたところではありますが、その中で先ほど前任者の議員が懸念という言葉をおっしゃっていましたが、紹介議員からはっきりとこの建設予定地を公募でやるべき、やり直すべきという話がありました。私は愕然としております。

建設予定地の決定につきましては、(4)の言葉を用いますと、ふさわしくない、不安、必要以上の経費が増える、真摯に検討された形跡がないということでありましたが、そもそも建設予定地の決定については、第1期となる埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会に対し、令和3年9月16日に締結した基本合意書を受け、建設予定地を決定することについてを諮問し、これを受けた検討委員会は4回の会議を重ね、令和5年1月19日に鴻巣市、北本市、吉見町、新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書を踏まえて調査研究及び検討した結果、建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当であるとの答申をまとめたものです。

令和5年2月14日に招集された令和5年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会以後の議会全員協議会で、検討委員会での調査研究及び検討の経過並びに答申の内容が報告され、これに続いて開催された埼玉中部環境保全組合正副管理者会議において、埼玉中部環境保全組合は検討委員会の答申を尊重し、鴻巣市、北本市、吉見町、新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書に示された鴻巣市郷地安養寺地内を建設予定地として新たなごみ処理施設等の建設に係る事業を進めることを決定したものであります。令和5年2月に建設予定を決定し、同年6月には新たなごみ処理施設等整備構想を策定、令和5年度、6年度での新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に当たり、

処理方式や施設規模、事業方式など計画を策定する主要な事項について意見を伺うという趣旨で、現在第2期となる新たなごみ処理施設等建設検討委員会に諮問され、検討されているところです。

議論を重ね、検討を繰り返し、建設検討委員会で全会一致をもってまとめたものが中間答申であると認識をしております。その上で、建設予定地である郷地安養寺地内に、当該場所の上で盛土や施設の浸水対策、災害対策等を検討しているところです。請願では、本建設予定地では不要で必要以上の経費が増えるとしていますが、本建設予定地は現状水田として利用されており、当然住宅も構造物もありません。液状化の可能性が低いとされていることも、建設検討委員会の中で説明されています。水害を避けようとする、大宮台地に建設するしかありません。既存住宅の多いところで用地取得ができるのか。多大な費用と時間を要することを考えると、現実的ではありません。

(5)の中で、地元の承認を得たとしているのも事実には反しますが、果たしてそうでしょうか。そもそも地元の皆様のご協力なくして、ごみ処理施設の建設はできません。地元協議会では、地元である郷地安養寺地区内の自治会の代表者や環境衛生委員の皆様方で構成され、皆様が地元の意見、要望などを聞いてきてくださり、事業に反映できるよう取り組んでくださっていると認識しています。また、組合ホームページ、新たなごみ処理施設建設を開くと、ごみ処理施設等整備事業意見箱にメールを送ることができます。回答希望の有無や公開の有無を選択することもできます。

令和5年には、新たなごみ処理施設等整備事業住民説明会として、令和5年9月28日、クレアここのす、9月30日、笠原公民館、10月5日、フレサよしみ、10月8日、北本市文化センターを会場に計4回開催され、私も9月28日と9月30日の説明会に参加しました。内容は、現在の埼玉中部環境センターの老朽化の状況及び事業の進捗状況やスケジュールなど、説明、質疑が行われました。いろいろな質問やご意見に対して、事務局はもちろん、管理者、副管理者が答弁する場面も多かったと記憶しています。初めての住民説明会であったと思いますが、答弁の中ではこうした説明会を適宜開催するという話もありました。

今回議案第6号、令和6年度補正予算(第1号)に印刷製本費90万が計上され、来年度に住民説明会を開催する予定が示されました。事業の節目には、適宜住民説明会が開かれることが明らかになりました。住民との合意形成を得る努力をしているものと私は考えます。

以上の点から、本請願に反対といたします。

○金子雄一議長 次に、賛成または反対討論ありますか。

桜井議員。

○7番 桜井 卓議員 7番、桜井卓です。請願第1号 新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書に反対の立場から討論させていただきます。

まず、この建設予定地につきましては、2市1町の基本合意で決定をされているものでございます。その選定過程につきましては、私も北本市の議会ですとかここの議会、それから第1期の検討

委員会の中でも度々問いただささせていただきました。私としては、この選定においてもう少し慎重に調査検討すべきところはあったのかなという思いもございますが、広域行政の中で時間が限られた中で、難しい判断が求められた中でこのような決定がされたもの、大変難しい判断の中で決定されたものと理解をしております。

当センター、こちらの中部環境センターにつきましても大変老朽化が進んでおります。先ほども突発的な修繕工事が、年間に20件も発生しているというような状況が分かりました。また、当センターと比べまして、新しい施設、新しい建設予定地というのは、水害のリスクはむしろ新しい施設のほうが低いということも先ほど一般質問の中でも明らかになったところでございます。新施設に関しましては、盛土などの造成地が一定の経費がかかるというところはございますが、先ほど川崎議員の討論にもありましたとおり、これをまた別のところに造れば、別の形の対策費用が必要になることもございますので、これが必ずしも無駄な費用、不要な経費と言うこともできません。

今は、一刻も早く、今までの手続を手戻りさせることなく、できるだけ早く低コストかつ環境負荷を減らすような形で施設を整備することが求められているのではないかと考えますので、本請願につきましましては反対という立場で討論いたします。

○金子雄一議長 次に、賛成または反対討論ありますか。

杉田議員。

○14番 杉田しのぶ議員 それでは、請願第1号 新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書に対しまして、反対の立場で討論いたします。吉見町議会の杉田しのぶでございます。

本請願は、現在策定中の新たなごみ処理施設等整備基本計画の中間答申に多くの問題があるとして、この内容をそのまま整備基本計画の素案に盛り込まないことと併せて、この計画に対し抜本的な見直しと再検討を求める内容のものと理解をしております。

賛成をできない理由を申し上げます。一つ目ですが、ごみ処理の方式についてであります。令和5年9月から10月にかけて、先ほど同僚議員の討論の中にもありましたけれども、鴻巣市、北本市、吉見町の4会場で行われた新たなごみ処理施設等整備事業住民説明会では、コストに対するご意見が最も多いものでありました。これを踏まえて、この間建設検討委員会で検討された処理方式は、建設費をはじめとする10項目の評価項目によって、焼却ストーカ方式が候補として決定されています。また、補助的な処理施設の整備方針につきましましては、概算費用が記された上でメリット、デメリットについても比較検討がなされ、決定をされたものというふうに理解をしております。

次に、賛成できない理由の二つ目であります。建設予定地についてですが、令和5年2月に建設予定地が決定をされています。新たなごみ処理施設の建設に当たりましては、北本市も吉見町も建設できる候補地が出せないという現状の中で、鴻巣市で候補地となる場所をご提案いただき、また地権者や関係者の皆さんにご理解をいただけているというご説明がこれまでの経過で私の認識でもあります。先ほどコストに関する意見も申し上げましたけれども、建設に当たっては大規模なごみ

処理施設の建設ともなれば、郷地安養寺以外の場所であっても、盛土を含む土地の造成や周辺整備は必要となることが考えられ、必要経費がゼロではないと思います。期限がある交付金が、これまでの予定どおり確実に確保できる選択をし、コストを抑えることが重要であるというふうと考えております。

また、理由4にあります不要で必要以上の経費をかけるというご指摘にも賛同しかねるものであります。

理由5では、建設予定地の地元や地域住民から、建設候補地の白紙撤回を求める署名が出されているとあり、また住民の合意もないということが本日もやり取りがなされておりました。理由5には、何回でも説明会を開き、住民の合意形成を得る努力をすべきとあります。説明会を開いた中で合意形成が図れる内容なのか、またどのような理由から白紙撤回を求められているのか、その理由を回避できるすべはないのかということが私自身は不明で、判断のしようがありません。

先ほど審議をいたしました令和6年度一般会計補正予算では、新施設に対する交付金、循環型社会形成推進交付金の見直しが行われ、令和9年度までに着工しないと、概算であります。約20億円交付金が減額となるということが明らかとなりました。新施設建設に有利な交付金を最大限活用すべきと考えます。また、令和5年度決算の中で、同僚議員の質問でも明らかのように、施設の老朽化により予定外の突発修繕が多発をしており、令和5年度は修繕料の約25%が突発修繕で、件数も当初予定修繕を上回っている現状にあります。

請願の理由の中にあります、近年の異常気象を見ても、喫緊の課題として対策を講じていかなければならないとされる地球温暖化に向けた対策につきましては、ごみ処理の方式自体も対策の選択肢として考えられますが、まずはごみ排出量の少ない自治体ランキングで上位を占めている自治体の事例に倣って、ごみの発生を回避、抑制することに重きを置き、取り組むことが重要と考えます。生ごみにつきましては、フードロスの取組を強化して、生ごみ自体を減らすことと併せ、生ごみを排出する事業者や住民が直接排出回避、抑制が図られるための処理費への補助金の強化を行い、生ごみ処理器につきましては堆肥化するものやごみを消滅させるもの、乾燥させるものなどがありますが、用途によって住民が選択できる上、分別、維持管理を直接行っていただくことで、地球温暖化への対策や環境に対する意識を高めることにもつながるものと考えます。また、排出抑制の取組によって、重量のあるごみ出しの軽減も図られ、ごみ収集業務頻度の削減効果も期待できると考えるものです。

以上のことから、本請願にあります理由は、理由には全面的には賛同できないこと、施設の老朽化と併せて、交付金を予定どおり受けるためには、請願に求められている見直しを行うための時間が不足することを考えること、建設予定地につきましては具体的な代替地を示すこともできない中で、私自身請願内容の実現の可能性が乏しく、本請願に賛成することは組合を混乱することになりかねないと判断をし、反対するものです。

以上です。

○金子雄一議長 次に、賛成または反対討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号 新たなおみ処理施設等整備基本計画の策定に関する請願書につきまして採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 ご異議なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

本案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○金子雄一議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議会行政視察研修の実施について

○金子雄一議長 日程第12、議会行政視察研修の実施についてを議題といたします。

視察内容について、事務局より説明をお願いいたします。

総務課長。

○大澤修一総務課長 それでは、議会行政視察研修（案）につきましてご説明を申し上げます。

事前に配付をいたしました令和6年度議会行政視察研修（案）の資料に沿ってご説明を申し上げます。表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。まず、期日ですが、令和6年10月28日月曜日、29日火曜日の2日間でございます。

次に、視察先でございますが、1日目は宮城県登米市の登米市クリーンセンター、2日目は宮城県大崎市の大崎広域中央クリーンセンターの2か所のごみ焼却施設を予定してございます。

次に、視察の参加者ですが、組合議会議員と正副管理者及び事務局2名で予定させていただいております。なお、宮崎雄一議員におかれましては一身上の都合により欠席、また並木副管理者及び三宮副管理者におかれましては、他の公務のため2日目の朝、帰庁される予定となっております。

次に、視察の目的は、ごみ処理施設等を視察し、見識を深めることを目的としてございます。

次に、集合場所についてですが、大宮駅17番線ホーム、東北新幹線はやぶさ9号3号車乗車口付近に午前8時45分集合とさせていただきます。新幹線の発車は9時2分となりますが、集合を確認次第、順次乗車をしていただきますので、集合時間は厳守していただきますようお願いいたします。

2ページをお願いいたします。視察の日程でございます。集合時間の8時45分までに間に合う一例をお示ししてございますが、鴻巣駅8時11分発のJR高崎線、上野東京ラインを利用した場合に、

大宮駅には8時34分に到着をいたします。その後、9時2分発の東北新幹線はやぶさ9号に乗車し、仙台駅に10時15分到着となります。仙台駅からは貸切りバスを利用して移動し、石巻市内で昼食を取り、登米市クリーンセンターは視察を13時15分から15時の予定でございます。視察後は、そのままバスで宿泊先へ向かいまして、ホテルに到着後、意見交換会を兼ねましてホテル近くの飲食店で夕食となります。

2日目は、ホテルを8時15分に出発をし、貸切りバスを利用して、大崎広域中央クリーンセンターを9時半から11時半まで視察をする予定でございます。視察後は、仙台市内で昼食を取り、市内を散策後、仙台駅16時31分発の新幹線はやぶさ32号に乗車、17時39分に大宮駅到着となります。

なお、参加される方のJR最寄り駅から大宮駅、新幹線の往復乗車券につきましては、事務局で事前に用意をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。視察先の概要でございます。1日目の登米市クリーンセンターは、老朽化した施設に代わって新たに最終処分場区域内に建設をされ、令和元年12月に竣工した施設で、ストーカ式で35トンの炉を2炉有し、マテリアル推進施設を併設している施設でございます。

次に、2日目の大崎広域中央クリーンセンターは、1市4町で構成をする一部事務組合で運営をしており、こちらも老朽化により建て替えられ、令和4年3月に竣工した施設で、ストーカ式で70トンの炉を2炉有し、リサイクル施設も建設されております。

次のページには、視察先及び宿泊先の位置図を添付してございます。

行政視察研修につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○金子雄一議長 ただいま総務課長より視察内容につきまして説明がございましたが、何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、埼玉中部環境保全組合議会会議規則第89条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、説明のとおり派遣することに決定いたしました。

皆様のご参加のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎閉会中の継続審査の件

○金子雄一議長 次です。日程第13、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

芝寄議会運営委員長から、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査といたしたいとの申出がございました。

お諮りいたします。芝罘議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○金子雄一議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○金子雄一議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

本議会に提案申し上げました議案につきましては、慎重審議をいただき、原案のとおり可決、認定、同意をいただきまして、大変ありがとうございます。

毎回お話をしておりますけれども、本年で41年目を迎えております。地元の皆さん、そして議員の皆様のご理解をいただき、順調に運転をさせていただいており、深く感謝を申し上げるところでもございます。

ごみ処理は、ご案内のとおり、住民の生活に直結する業務でございます。令和4年度より当組合では、新たなごみ処理施設の建設に係る事務を進めてございます。様々なご指摘も受けてございますので、しっかりとこれからも誠心誠意地元の協力を得ながら、そして説明を果たしていきたい、そんなふうを考えているところでもございます。

そして、今議会で請願が提出をされました。請願は、議会での審議でございますので、なかなか私が手を挙げて発言をするところがありませんでしたけれども、特に請願の中身の中で（5）番の126名の署名が管理者に提出をされたというふうにありますけれども、これは一切受けた覚えがございません。考える会から要望をいただいたことはあって、その要望を受けて、考える会とこの部屋で懇談をしたことはありますけれども、126筆の署名を頂いたことはございません。そういったことを付け加えておいて、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上です。

○金子雄一議長 ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○金子雄一議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和6年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 4時11分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年10月15日

議 長 金 子 雄 一

署 名 議 員 小 泉 晋 史

署 名 議 員 芝 寄 和 好

署 名 議 員 川 崎 葉 子